

平成 21 年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

香川大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織（実施体制）	10
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	22
基準6 教育の成果	36
基準7 学生支援等	39
基準8 施設・設備	43
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	46
基準10 財務	49
基準11 管理運営	52
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	62



## 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

## (2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

## (3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

## (第2部会)

荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○黒 木 登志夫	日本学術振興会学術システム研究センター副所長
◎小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
○齋 藤 寛	前 長崎大学長
佐 竹 秀 雄	武庫川女子大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
玉 真之介	岩手大学理事・副学長
長谷川 裕	琉球大学教授
○林 勇二郎	国立高等専門学校機構理事長
檜 垣 孝	大東文化大学教授
堀 正 二	大阪府立成人病センター総長
○牟 田 泰 三	福山大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

香川大学

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長



#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

香川大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教育、研究、社会貢献及び運営の各領域について各教員が自己点検を行う総合的評価制度を実施し、その評価結果を教員個人の昇給、勤勉給及び昇任に反映させている。教育の自己点検に関しては、前年度の授業評価結果を利用し、改善計画を記載させるなど教育活動の改善にもつながっている。
- 平成 20 年度文部科学省教育 G P に「現場主義に基づく地域づくり参画型教育」が採択され、地域づくりマインドを持った人材の育成と地域活性化への貢献を図っている。
- 平成 15 年度文部科学省特色 G P に「6 年一貫体制による保健医療福祉総合学習」が採択され、地域医療教育を充実させている。
- 平成 18 年度文部科学省現代 G P に「地域連携型キャリア支援センターの新機軸」が採択され、学生のキャリア意識の涵養を図り、自立的な活動が支援され、平成 20 年度文部科学省学生支援 G P 採択の「主体性の段階的形成支援システム (C P S)」に発展し、学生の主体性の段階的形成を支援している。
- 平成 20 年度文部科学省「戦略的・大学連携支援事業」に「『四国の知』の集積を基盤とした四国の地域づくりを担う人材育成」が採択され、「e-Knowledge コンソーシアム四国」を設立し、各大学の特徴ある講義を e-learning コンテンツとして提供することにより教育基盤「四国の知」を構築している。
- 平成 18 年度文部科学省教員養成 G P に「研究推進校との協働による教員養成の高度化—公立校における先進的教育現場からの学びと大学院での研究省察を通して—」が採択され、教育学研究科「総合教育実践研究コース」の設置 (平成 20 年度) につながっている。
- 平成 16 年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム (実践的教育推進プログラム)」に「リーガルサービス情報ネットワーク」が採択され、法曹関係者との間で情報を相互に提供できる体制を構築し、法律実務基礎科目を充実させている。
- 平成 16 年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム (実践的教育推進プログラム)」に「産官連携による地域再生ケース教材開発」が採択され、産官連携による民間部門と公共部門のクロスする分野に関するケース教材を開発している。
- 「卒業生等による大学教育評価アンケート調査」を行い、その結果を報告書としてまとめるとともに、授業改善に活かしている。
- 平成 18 年度から学生の自立的活動を支援するため、学長裁量経費による「学生支援プロジェクト事業」を創設して積極的な財政支援を行っている。
- 経済学部の学生による自主的な取組が学部及び全学の支援を得て「地域活性化を担う人材養成プログラム」に発展し、地域活性化に貢献するとともに新たな科目の開設につながっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の 1 つの学部の 3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第1条において「香川大学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とする。」と定められている。また、平成19年3月に大学が掲げて立つべき理念と目標を香川大学憲章として制定し、環瀬戸内圏の中核都市に位置する地域の知の拠点として、学生中心の大学をめざし、受け入れた学生を効果的なカリキュラムのもとで教育し、社会の期待に応える有為な人材を育成する、としている。

また、各学部では大学の目的、理念及び目標を踏まえて、それぞれの学部の目的を定めている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則第2条で「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。

また、各研究科では大学院の目的を踏まえて、それぞれの研究科の目的を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該大学は、大学の目的を学則等に定め、その掲げて立つべき理念と目標を、教育・研究・社会貢献・運営に対する活動方針や達成する成果の在り方として、香川大学憲章に制定している。大学ウェブサイト及び大学概要に香川大学憲章を掲載し、教職員及び学生に周知するとともに、社会に対して公表している。さらに、学生便覧にも掲載し、新入生に対するガイダンス及び新任教員ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等においても、当該大学の目的を周知している。

また、各学部・研究科の目的は、学部・研究科のウェブサイト、学部案内、修学案内等に掲載すること

により、教職員及び学生、社会に対して公表・周知している。

大学ウェブサイトのアクセス件数は、平成19年4月から平成20年3月の1年間に約135万件、1ヶ月平均112,500件のアクセスがある。大学概要は香川県関係機関、香川県企業に配布するほか、オープンキャンパス、入試懇談会、各種イベント時に約2,400部を配布している。

これらのことから、当該大学の目的がその構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準 2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 2 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程における教育研究の目的を達成するために、以下の学部、学科及び課程が置かれている。

- ・ 教育学部：学校教育教員養成課程、人間発達環境課程
- ・ 法学部：法学科
- ・ 経済学部：経済学科、経営システム学科、地域社会システム学科
- ・ 医学部：医学科、看護学科
- ・ 工学部：安全システム建設工学科、信頼性情報システム工学科、知能機械システム工学科、材料創理工学科
- ・ 農学部：応用生物科学科

これらの6学部 11 学科 2 課程は、大学の目的、理念及び目標を基に、学部規程等において教育研究の目的を明らかにするとともに、その専門性と社会的ニーズを対応付けて構成されている。なお、教育学部では、多様な領域にまたがる科目を提供することで、幅広い職務能力を有する教員を養成するため、課程制を採用し、法学部、経済学部、医学部、工学部及び農学部では学科を置き、その下に講座を置いている。また、法学部、経済学部では、働きながら学ぶ学生を対象として夜間主コースを設置し、幅広い年齢層の社会人の期待にこたえる体制をとっている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育（全学共通教育）については、全教員が責任を負う全学出動体制をとっており、平成 14 年度より大学教育開発センター（共通教育部、調査研究部、外国語教育部で構成）が、その実施を統括する組織として活動している。

共通教育部は、全学共通科目の区分に従った部会を設けることで、全学共通科目（教養教育科目）のカリキュラム編成等の企画・運営及び授業が適切に実施される体制を整えている。また、全学出動体制を円滑に実施するため、全教員は 26 の科目領域のいずれかに所属し、2 年に一度、全学共通科目を担当することとしている。調査研究部は、全学共通科目の授業担当者を対象にしたFDの実施、よりよい授業のためのヒント集や担当する上での必要な情報が記載されている『全学共通科目 教員ハンドブック』の配付、さらには新任教員に対する研修会の実施等によって、全学共通教育の理念・目標並びにその仕組みについて周知を図っている。

なお、当該大学の部局は、幸町キャンパス、三木町医学部キャンパス、林町キャンパス、三木町農学部キャンパスに分散しているが、全学共通科目は教養ゼミナール等の一部を除き、幸町キャンパスで実施している。こうしたキャンパスの分散による時間的・地理的不利益の問題を解消するため、遠隔授業やe-learningを円滑に行うためのFDを平成19年度から実施しており、平成20年度には高学年向け教養科目「瀬戸内海の浅海環境」で、幸町キャンパスと三木町農学部キャンパスの間での遠隔授業を実施している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程における教育研究の目的を達成するために、以下の研究科及び専攻が置かれている。

- ・ 教育学研究科（修士課程）：学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻
- ・ 法学研究科（修士課程）：法律学専攻
- ・ 経済学研究科（修士課程）：経済学専攻
- ・ 医学系研究科（博士課程）：機能構築医学専攻、分子情報制御医学専攻、社会環境病態医学専攻
- ・ 医学系研究科（修士課程）：看護学専攻
- ・ 工学研究科（博士前期課程）：安全システム建設工学専攻、信頼性情報システム工学専攻、知能機械システム工学専攻、材料創造工学専攻
- ・ 工学研究科（博士後期課程）：安全システム建設工学専攻、信頼性情報システム工学専攻、知能機械システム工学専攻、材料創造工学専攻
- ・ 農学研究科（修士課程）：生物資源生産学専攻、生物資源利用学専攻、希少糖科学専攻
- ・ 地域マネジメント研究科（専門職学位課程）：地域マネジメント専攻
- ・ 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（専門職学位課程）：法務専攻
- ・ 愛媛大学大学院連合農学研究科（博士課程）：生物資源生産学専攻、生物資源利用学専攻、生物環境保全学専攻

これらの研究科及び専攻は、大学院の目的、理念及び目標を基に、それぞれの教育研究の目的を明らかにするとともに、その母体となる学部の専門性と対応付けて構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

大学の教育研究の目的を達成するために、目的別に分類される4つの機構の下に、以下の附属施設、センター等が設置されている。

- ・ 教育・学生支援機構：大学教育開発センター、アドミッションセンター、キャリア支援センター、生涯学習教育研究センター

- ・ 研究推進機構：研究企画センター、総合生命科学研究センター、希少糖研究センター、微細構造デバイス統合研究センター、瀬戸内圏研究センター
- ・ 図書館・情報機構：図書館、博物館、総合情報センター
- ・ 産学官連携推進機構：社会連携・知的財産センター、危機管理研究センター

教育・学生支援機構は、教育水準の改善や向上を図り、学生の支援に資するとともに、生涯学習を通じて地域社会の発展に寄与することを目的としている。研究推進機構は、希少糖研究センターや微細構造デバイス統合研究センター等の特色あるセンターを擁し、当該大学の先端的、学術的研究の推進及び教育研究の支援に資することを目的としている。

また、平成 21 年 4 月から、国際交流に関する情報の収集と発信を一元化するとともに、国際戦略の構築並びに教育研究等の国際的な連携を推進するため、インターナショナルオフィスを設置し、その下に国際研究支援センター及び留学生センターを置いている。さらに、学生及び教職員の健康維持のための機関として、保健管理センターを設置している。

大学設置基準第 39 条に掲げられている附属施設としては、教育学部附属学校、医学部附属病院、農学部附属農場を設置している。附属学校は、教育学部における幼児の保育、児童や生徒の教育に関する研究に協力し、教育学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たっている。附属病院は、医学部の教育研究に協力し、医学部学生の臨床実習、医師免許取得後の臨床研修等を行っている。附属農場は、農学部教職員の研究と学生への農場実習教育を行っている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

各学部及び専門職大学院に学校教育法で規定する教授会を設置し、定期的に開催することで、教育活動に係る教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事、教員の選考に関する事項等について審議している。また、各研究科においても研究科委員会を設置し、それぞれの研究科委員会規程により、定期的に開催し教育活動に係る重要事項を審議している。

大学全体には教育研究評議会を置き、毎月 1 回開催することで、教育活動に係る中期目標、中期計画及び年度計画、学則等の規則の制定又は改廃、大学全体の教育研究活動に係る重要事項等を審議している。

これらのことから、学部・研究科の教授会等は全学や組織間の連携をとりながら、必要な活動を行っている」と判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

各学部、研究科における教育課程や教育方法等を検討する委員会として、学務委員会等を設置している。

これらの委員会は、原則として毎月 1 回程度会議を開催し、学生の成績、休学・退学等の学籍異動、科目等履修生等の出願、留学時の修得単位認定、カリキュラムの策定、非常勤講師等の授業計画等の所掌事項を審議している。

全学的な組織としては全学教務委員会を置き、全学の教務、学部間における専門教育の連携、学部間の専門教育に係る教育課程の調整、他機関との連携による教育、大学院の教務、その他教育課程や教育方法等改善及び改革について討議・検討を行っている。



これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に整備され、全学と部局の意思疎通を図りながら実質的に機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 全学共通科目の授業担当者を対象に、よりよい授業のためのヒント集や担当する上での必要な情報が記載されている『全学共通科目 教員ハンドブック』を配付している。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制の基本方針は学則第5条及び大学院学則第4条に定められている。

教育学部は課程により、それ以外の学部は学科から構成され、課程又は学科を構成する講座に教授、准教授、講師、助教を配置している。学士課程専任教員は、基本的に大学院課程を兼ねて担当している。

平成19年4月に、保健管理センター以外の各種学内センターを4つの機構に集約するとともに、学長が管理する教員枠によりセンター専任教員の配置をより柔軟なものとしている。また、中期目標・中期計画において、「1. 戦略的・機動的な教員の配置を行える体制を学長のリーダーシップの下に整備する 2. 教員の配置を柔軟なものとし、重点的教育研究分野の変化に迅速に対応できるようにする」ことを掲げ、教育組織と研究組織との柔軟な連携を検討し、教育組織と教員組織の分離（平成23年4月実施）を決定している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

平成21年5月1日現在の専任教員数は479人で、職位別の割合は、教授47%、准教授29%、講師6%、助教18%となっている。専任教員一人当たりの学生数は、全学では11.9人であり、学部では、教育学部9.3人、法学部32.8人、経済学部25.2人、医学部5.0人、工学部14.7人、農学部12.3人である。

各学部の教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教育学部：専任97人（うち教授65人）、非常勤21人
- ・ 法学部：専任22人（うち教授11人）、非常勤5人
- ・ 経済学部：専任54人（うち教授28人）、非常勤32人
- ・ 医学部：専任169人（うち教授44人）、非常勤144人
- ・ 工学部：専任81人（うち教授43人）、非常勤8人
- ・ 農学部：専任56人（うち教授36人）、非常勤9人

なお、教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が担当しており、多様な専門性を確保するために一部の授業科目は非常勤講師が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 70 人（うち教授 63 人）、研究指導補助教員 31 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 11 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員 10 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 28 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 18 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 5 人

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 73 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 59 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 10 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 42 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 60 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

地域マネジメント研究科の専任教員は 14 人（うち教授 9 人、実務家教員 8 人）で、専門職大学院設置基準で必要とする専任教員数を上回っている。内訳は、企業経営系教員 9 人、地域・公共系教員 5 人であり、地域活性化を先導する中核的人材の養成という当該研究科の教育理念、目的を遂行するために必要な教員を確保している。

香川大学・愛媛大学連合法務研究科の専任教員は 21 人（うち教授 14 人、実務家教員 5 人）であり、専門職大学院設置基準で必要とする専任教員数を上回っている。高度の実務能力を有する実務家教員は 5 人全員が教授（民事訴訟法領域に 3 人、刑事訴訟法領域に 2 人）であり、10 年以上の実務経験を有している。他の専任教員配置状況は、公法系 4 人、民事系 9 人、刑事系 3 人である。なお、平成 19 年度に実施された法科大学院認証評価において、若干の教員について研究業績と担当科目との不適合が指摘されたが、その後、新規に専任教員を採用し（平成 21 年度着任）、平成 21 年度に追評価を受けている。

これらのことから、地域マネジメント研究科においては必要な専任教員が確保され、香川大学・愛媛大学連合法務研究科においては、必要な専任教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

中期目標において、「教員の採用・配置にあたっては、ジェンダーバランスや外国人教員の構成比率な

ども考慮し、多様な人材による教育の充実を図る」こととしている。

年齢別の教員構成では、全体としてバランスはとれている。また、女性教員の数は108人で全教員に対する割合は16%、外国人教員の数は24人で割合は3.6%である。

任期制については、平成19年度以降の新規採用のすべての助教について導入しており、平成21年度での任期適用教員は168人で全学の教員の24.6%である。

また、教員のサバティカル制度（長期研修制度）を全学で開始しており、平成21年度に1人が利用している。さらに、農学部では教員の表彰制度を定め教育に貢献のあった教員を表彰している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考規則において、教員の選考は、大学・学部等の理念・目標に沿って、学内外を問わず広く人材を求めて行うこととし、全学における教授、准教授、講師、助教、助手の資格を定めている。

各学部や機構においては、教員の採用や昇任人事に当たり教員選考委員会を設置し、明文化された選考規程、申し合わせや選考基準の下で、研究業績に教育実績や社会貢献の実績等を加えた総合的な評価をもって審査を進め、それぞれの教授会、研究科委員会、又は機構会議において審議決定している。選考に際しては、担当予定科目についての抱負等を聴取するとともに、面接あるいは模擬授業を実施し、教育研究上の指導能力の評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教育、研究、社会貢献及び運営の各領域の細分化された項目について各教員が記述することにより総合的な評価を可能とする制度を、平成19年度に全学で試行している。平成20年度からは本格実施し、その総合評価の結果を教員個人の昇給、勤勉給（賞与）及び昇任へ反映させている。その中で、教育に関しては、前年度の授業評価結果を参考とした自己点検とFDに関する自己点検（取組状況と効果）や当該年度に向けての改善計画の記載を求めており、教育活動の改善に資する評価となっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

専門科目の授業、研究室ゼミや卒業研究、さらには大学院における専攻科目の授業等、教育内容の多くは研究活動と対応している。なお、教員の研究活動の内容は、各教員が平成16年度から稼働している香川大学基礎情報データベースシステムに登録されており、このデータは当該大学ウェブサイト中の研究者総覧として公開している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

3学部・研究科及び2専門職大学院（教育学部・教育学研究科、法学部・法学研究科、経済学部・経済学研究科、地域マネジメント研究科、連合法務研究科）と大学本部が集合し、教養教育を実施している幸町キャンパスには、学生系事務部門を一元化した教育・学生支援室があり、総合的に支援する体制をとっている。また、三木町医学部キャンパス（医学部・医学系研究科）、林町キャンパス（工学部・工学研究科）、三木町農学部キャンパス（農学部・農学研究科）に必要な数の事務職員と技術職員、教務職員、図書館専門職員を配置している。教育・学生支援室及び各学部等における教育支援者の配置状況は、事務職員が専任計68人、非常勤計27人であり、技術職員が専任計47人、非常勤計2人である。図書館専門職員は全学で12人を採用している。学士課程の実験・実習系の授業に対して補助的な役目を担っているTAは年間200～300人程度採用しており、従事時間数は17,000時間程度である。日常の研究活動を補助するRAは、博士（後期）課程を置く理系学部のみで採用し、年間30～60人程度採用しており、従事時間数は13,000時間程度である。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教育、研究、社会貢献及び運営の各領域について各教員が自己点検を行う総合的評価制度を実施し、その評価結果を教員個人の昇給、勤勉給及び昇任に反映させている。教育の自己点検に関しては、前年度の授業評価結果を利用し、改善計画を記載させるなど教育活動の改善にもつながっている。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学では「世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献する」という大学の理念にふさわしい学生を求めることを入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に掲げ、学部・学科・課程ごとに具体的な入学者受入方針を定めている。

これらは入学者選抜要項や募集要項、大学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。さらに、オープンキャンパス、各地区での進学説明会、出張講義を含む高等学校訪問等の際に、参加者に学部の教育目的及び入学者受入方針等を積極的に周知している。また、高等学校等の進路指導教諭等を対象にした懇談会を実施し、進路指導等に関して意見交換を行うとともに、当該大学の入学者受入方針の周知を図っている。

大学院課程においても、大学の理念・目的に沿って、研究科ごとに入学者受入方針を定めている。これらは、各研究科の募集要項やウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学部においては、入学者受入方針に沿って学生を幅広く受け入れるために、一般選抜（前期日程・後期日程）、特別選抜、推薦入学（大学入試センター試験を課する推薦入試・大学入試センター試験を免除する推薦入試）、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜等の多様な選抜を実施している。必要な基礎学力を適切に評価するとともに志願者の意欲や適性を適切に評価するために、面接を実施している学部もある。

大学院課程では、一般選抜と特別選抜（推薦入学、社会人・外国人留学生）による入学者選抜を実施している。いずれの研究科も総合的判定（科目試験と面接試験等の併用）を実施している。また、工学研究科及び農学研究科において、社会人、留学生に配慮した秋季入学制度を取り入れている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学の入学者受入方針は、年齢、国籍を問わず、あらゆる志願者を対象としたものであり、その入学者受入方針に沿って、留学生、社会人、編入学生を受け入れている。

学士課程において、留学生に対しては「私費外国人留学生特別選抜」、社会人に対しては「夜間主コース（社会人特別選抜）」、編入学希望者に対しては「編入学試験」、また帰国子女に対しては「帰国子女特別選抜」を行っている。

私費外国人留学生特別選抜は、独立行政法人日本学生支援機構が行う日本留学試験のスコアと個別日本語試験及び面接等により総合的に選抜を行っている。夜間主コース（社会人特別選抜）は、小論文と面接との総合点で選抜を行っている。面接は、人物や学業意欲、志望学部に関わる問題意識等を様々な角度から総合的に評価している。編入学試験（一般・推薦・社会人）は、科目試験と小論文及び面接等を総合して選抜を行っている。

大学院課程では、社会人特別選抜と外国人留学生特別選抜を実施している。社会人特別選抜では、科目試験及び研究計画に基づく面接等による総合評価により選抜を実施している。また外国人留学生特別選抜では、科目試験と面接等及び出願書類の結果を総合評定して選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学生の募集及び入学者選抜に係る事項については、アドミッションセンター会議の統括の下で、全学的に審議・決定されている。アドミッションセンター会議の下には、各学部の入試委員会等が置かれ、個別学力検査の問題作成及び点検、直前点検、採点に関する要項の作成、その他必要な業務が行われ、入学者選抜が全学体制の下で行われている。

大学院課程については、研究科委員会等が中心となり、入学者選抜の業務を企画・実施・運営している。これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程においては、アドミッションセンターにアドミッション専門部会を設置し、同センターと各学部が協力して、学部・学科・課程別に、入学試験の成績とGPA（Grade Point Average）の関係、留年・退学率等の分析結果を踏まえ、入学者受入方針に沿った学生の受入について検証を行い、選抜方法ごとの募集人員の変更や、個別学力検査科目の見直しを行っている。

大学院においては、研究科委員会等が入試結果を踏まえ、入学者受入方針に沿った学生の受入について検証を行い、入学者選抜の改善を図っている。例えば、地域マネジメント研究科では、前期10月・後期2月の年2回実施していた入学試験を、平成21年度からさらに7月にも実施し、夏季・秋季・冬季の3回体制に変更するなど改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 18 年 4 月に改組された農学部、農学研究科（修士課程）については、平成 18～21 年度の 4 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 教育学部：1.09 倍
- ・ 法学部：1.04 倍
- ・ 法学部（3 年次編入）：0.86 倍
- ・ 経済学部：1.05 倍
- ・ 経済学部（3 年次編入）：0.33 倍
- ・ 医学部：1.00 倍
- ・ 医学部（2 年次編入）：1.00 倍
- ・ 医学部（3 年次編入）：0.98 倍
- ・ 工学部：1.02 倍
- ・ 工学部（3 年次編入）：1.00 倍
- ・ 農学部：1.10 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：0.91 倍
- ・ 法学研究科：1.04 倍
- ・ 経済学研究科：1.04 倍
- ・ 医学系研究科：0.62 倍
- ・ 農学研究科：0.89 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：1.33 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：0.80 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.86 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 地域マネジメント研究科：1.10 倍
- ・ 香川大学・愛媛大学連合法務研究科：0.96 倍

学士課程及び大学院課程ともにおおむね入学定員を充足しているが、学士課程の 1 つの学部の 3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科で入学定員を大幅に上回る、又は大幅に下回る状況となっている。医学系研究科看護学専攻では、入学定員を大幅に下回る状況となっているが、社会人学生を確保するために、昼夜間開講等学生のニーズに合わせた教育方法の実施、近隣の医療機関に説明に出向き学生確保のための広報活動等の適正化に向けた取組を行っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の 1 つの学部の 3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。



以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**【改善を要する点】**

- 学士課程の1つの学部の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】****基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

&lt;学士課程&gt;

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学士課程においては、教養教育と専門教育により教育課程が編成され、学部及び学科又は課程の教育目的を達成するために、全学共通科目と学部開設科目の授業科目が各年次に体系的に開設されている。

全学共通科目は、教養教育に期待される「多元的視野に立って現代社会が直面する重要な課題を発見・設定する能力の育成」等の5つを教育目標とし、7つの科目群をもって構成されている。1・2年次においては、主に主題科目、教養ゼミナール、共通科目、外国語科目、健康・スポーツ科目の科目群を履修し、専門教育が本格化する2～4年次には高学年向け教養科目を履修することとしている。

学部開設科目（原則としてすべて必修科目から構成される医学部医学科を除く）は、必修・選択・自由科目からなる専門基礎科目と専門科目で構成され、カリキュラムは学部・学科や課程、さらには専門コース等、教育組織の単位ごとに編成されている。基本的には、1・2年次に基礎学力の習得と専門教育の入門、2・3年次に専門的な講義や実験・実習、3・4年次にゼミナール・卒業研究・卒業論文を課すなど、系統的な編成としている。また、学部の教育理念・目的に即して、学部・学科・コースに共通する技術的な科目や社会的な課題にかかわる科目を開設し、特色をもって専門教育の体系化を図っている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容

が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各学部の教員は、各自の研究活動の成果を授業に反映するよう努めている。

例えば、人文社会科学系の学部において、「中小企業経営論」、「保険システム論」、「家族・社会システム論」等は、研究の成果や学術の進展をテキストやプリントにして授業に活用している。

医学部を含む自然科学系の学部においては、関連の医療技術や科学技術が高度化しており、授業・勉学に対する学生のモチベーションを高めるためにも、研究の最前線を紹介する講義や研究室での体験実習等を設け、最新の専門的知識と技術の提供に努めている。

また、教育課程の編成において、内外の多様な社会的ニーズに対して様々な配慮を行っている。例えば、農学部では、中四国国公立大学間連携プロジェクト「長い夏休み。未知のフィールドへの旅」が主催するフィールド演習に参加した学生に対する単位認定を行っている。また、経済学部では地元の経済界を始め各界で活躍されている著名人を講師とする科目「現代経済社会事情」を開講している。

さらに、従来からのインターンシップ（体験型）に加えて、平成18年度からは実践型インターンシップを併せて実施している。この実践型インターンシップは、企業における課題の提示を受け、参加する学生が教員のサポートを得ながら、企業と一緒に実践的に課題解決に取り組むという新しいスタイルである。

他学部の授業科目の履修は、すべての学部で認められている。また、他大学との単位互換については、香川県下5大学（高松大学、四国学院大学、徳島文理大学、香川県立保健医療大学及び放送大学）及び岡山大学、香川高等専門学校と単位互換協定を結んでいる。

修士課程との連携については、経済学部において、経済学研究科の開講科目の一部を学部学生にも「上級科目」（特別講義）として履修を認めている。

検定単位認定については、法学部では、法学検定の合格者に、4級及び3級ではそれぞれ2単位、2級では4単位を与え、卒業単位として認めている。経済学部では、経済学検定、簿記検定試験、税理士試験（会計学科目）及び旅行業務取扱管理者資格試験の合格者に、単位を与え卒業単位として認めている。例として、簿記検定試験3級及び2級では2単位、1級では4単位、国内旅行業務取扱管理者資格試験では2単位、総合旅行業務取扱管理者資格試験では4単位が与えられる。

また、学部教育に係る取組が文部科学省の各種教育改革プログラムに採択され、キャリア教育のほか、地域の企業や官公庁、職業団体から課題及び講師、設備等の提供を受け、あるいは現場に学生を出向させる課題解決型の実践的教育を実施している。

平成15年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に「6年一貫体制による保健医療福祉総合学習」が採択され、「保健医療福祉看護・介護論」等の総合保健福祉医療学関連科目を創設する等して、教養教育と連携した早期学習と統合型学習を行い、現場性と体験を重視したカリキュラムを策定し、地域医療教育を充実させている。

平成18年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に「地域連携型キャリア支援センターの新機軸」が採択され、キャリア関連科目の充実やキャリア懇談会の実施、キャリア・カフェの設置等により学生のキャリア意識の涵養を図り、自立的な活動が支援され、平成20年度文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」採択の「主体性の段階的形成支援システム（CPS）」に発展し、コミュニケーション能力やファシリテーション能力等の向上を目指す講座を受

講した学生に一定の認証を行い、さらに実際の学生支援活動に参加した学生には上級の認定書を授与することにより、学生の主体性の段階的形を支援している。

平成20年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育G P）」に「現場主義に基づく地域づくり参画型教育」が採択され、学生と教員が住民とともに地域の抱える課題の解決策を考え、実践することにより、地域づくりマインドを持った人材の育成と地域活性化への貢献を図っている。

平成20年度文部科学省「大学教育の国際化加速プログラム（海外先進教育研究実践支援・教育実践型）」に「地域交流型実践教育の導入と国際授業交流 サボア大学の実践プロジェクト教育の導入と学生・教員の相互参加」が採択され、当該大学が幹事校として、日仏合計6大学間による教育に関する包括的な交流協定を結び、国際メカトロニクス研究教育機構（International Organization of Research and Education on Mechatronics:通称I OREM）を設立し、日仏両方で単位を与える事のできる e-learning 構築の基本的枠組みについて合意し、開設に向け検討を進めている。

平成20年度文部科学省「戦略的の大学連携支援事業」に当該大学と徳島大学、鳴門教育大学、高知大学、四国大学、徳島文理大学、高知工科大学と共同による取組『「四国の知」の集積を基盤とした四国の地域づくりを担う人材育成』が採択され、「e-Knowledge コンソーシアム四国」を設立し、各大学の特徴ある講義を e-learning コンテンツとして提供することにより教育基盤「四国の知」を構築している。

平成20年度文部科学省「戦略的の大学連携支援事業」に徳島文理大学（申請校）及び当該大学医学部、香川県立保健医療大学と共同による取組「高度な医療人養成のための地域連携型総合医療教育研究コンソーシアム構想」が採択され、地域に密着したチーム医療を実践できる高度な医療人を養成する「香川総合医療教育研究コンソーシアム」を構築し、総合医療の早期教育（学部）や総合医療専門職の養成（大学院）、リカレント教育（現役医療従事者）を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化への配慮については、シラバスに「自己学習課題」や「授業及び学習の方法」を明示するとともに、多元的評価のために小テストや中間テスト、レポート提出を課すことにより自学自習を促している。

また、学生が主体的な学習を行えるような自習時間の確保のために、各学期22~26単位、年間44~48単位の「履修登録の上限制度」を設けている。

さらに、勉学意欲を向上させるためにほとんどの学部でG P A制度を導入し、特待生の要件、早期卒業の要件、コース・研究室選考要件、成績優秀者の基準、履修登録上限緩和の適用基準として利用している。

学生による授業評価の結果によれば、「授業時間以外の学習（予習・復習等）を促す大学側の努力」についての理解が少しずつ深まっている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学部においては、分野の特性に応じて講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み合わせ、バランスに配慮した授業と学習指導を行っている。

全学共通教育では、文章作成・討論・プレゼンテーション能力を習得するための「教養ゼミナール」や

実験実習・フィールドワークを取り入れた科目が開講されている。人文社会科学系の学部教育では、少人数授業や対話・討論型の授業、実践的科目やフィールド型科目が比較的多く取り込まれている。医学・看護系では、臨床実習・見学・講義を組み合わせた教育、自主トレーニングや臨地実習指導がなされている。農学部や工学部では、ノートパソコンを必携させるとともに、無線LAN等のネットワークを活用した科目が開講されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学では、平成16年度から全学共通科目と学部開設科目のシラバスの記載項目の統一を図り、大学ウェブサイトで公開している。統一シラバスの記述項目は、授業科目名、担当教員名、単位数、授業概要、授業の目的・達成目標、授業及び学習方法、成績評価の方法と基準、授業計画、教科書、参考書、オフィスアワー、履修上の注意、関連授業科目、履修推奨科目である。ただし、医学部については専門分野の特殊性、工学部についてはJABEE（日本技術者教育認定機構）との関係で、独自のシラバスを作成し、公表している。

法学部、経済学部、医学部、工学部では、学生の利便性を考慮してシラバスを冊子としても配付している。シラバスは、講義初回のガイダンスで講義の概要を説明するために利用しているほか、講義最終回に実施する学生による授業評価アンケートの際に、授業の達成目標が再度周知され、講義がシラバスに沿って行われたかどうかについての判断に用いられている。学生による授業評価アンケートでは、「シラバスに、授業の到達目標がわかりやすく書かれているか」を問う項目を設けており、教員にシラバスの書き方の改善にも留意するよう促している。シラバス作成のガイドラインを作成し、ガイドラインに沿ったシラバスの作成を求めている学部もある。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

図書館（中央館・医学部分館・工学部分館・農学部分館）、学部の講義室・演習室等を、パソコンとともに学生に開放し、自主学習を促している。総合情報センターでもパソコンの利用が可能であり、学部によっては学生専用の自習室を設けているところもある。図書館の利用可能時間は、中央館（平日：9時から20時、土・日曜日：9時から17時30分）、医学部分館（平日：8時30分から21時、土・日曜日：10時から17時）、工学部分館及び農学部分館（平日：9時から20時、土・日曜日：9時から12時30分）となっており、2年次以上（夜間主コース、医学部は1年次より）は登録により時間外利用（無人開館利用）が可能である。また、多くのパソコンルームの利用可能時間は土・日曜日及び休日を含め終日又はそれに近いものとなっている。

基礎学力不足の学生に対しては、アシストクラスの開講、アドバイザー制度等により、履修指導や学習方法の指導を行っている。成績不良者に対しては、ほぼすべての学部で、指導教員やキャンパスアドバイザーが面接・指導を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間主コースの学生に対しては、科目選択の幅を拡大するために、専門科目を1年次から履修することができることに加え、演習と卒業研究を除く開講科目は学年や学科に関係なく自由に履修できるようにしている。自学部の昼間コースの科目の履修は40単位まで認めている。法学部、経済学部相互の昼間及び夜間の開設科目について一定単位数までの履修を認めている。さらに、他学部の一部科目を自学部開講科目の関連科目として位置付け、また、専門基礎科目や演習の開講時間枠を両学部で相談のうえ固定するなど、両学部間でカリキュラムや時間割の相互連携に配慮している。

夜間主コースの学生の履修指導については、入学時にガイダンスを実施しているが、これに加えて成績不良者には定期的に関連教員が個別面談により指導を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各学部及び全学共通教育の履修規程において、秀（90点以上）・優（80点以上90点未満）・良（70点以上80点未満）・可（60点以上70点未満）・不可（60点未満）の5段階評価基準を定めて、学生便覧及び修学案内や履修の手引に明記し、全学生に配付している。

全学共通科目と学部開設科目の成績評価基準に基づく個別科目の成績評価方法については、原則として全学統一のウェブシラバスの「成績評価の方法と基準」の項目に入力して、期末試験、レポート、小テスト等を組み合わせた多面的な評価基準・方法を学生に周知している。成績評価は、シラバスに明示した成績評価方法により担当教員が行い、それに基づき単位認定を行っている。科目別の成績評価の分布情報については、全学の自己評価委員会が学生による授業評価のアンケート結果と併せて各教員に配付しており、教員間で情報が共有されている。

卒業認定基準については、学則第59条第1項に基づき、学部で4年（医学部医学科は6年）以上在籍することを前提として、所定の単位修得を卒業要件として定め、修学案内や履修の手引に明記し、全学生に公表している。各学部は、卒業認定基準に基づき教務委員会相当の会議で確認し教授会で卒業認定を行っている。なお、各学部で3年以上在籍して優秀な成績で所定の単位を修得した学生に対しては、学則第59条第3項に基づいて各学部（医学部は除く）が早期卒業の要件を定め、公表している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生から、成績評価に対して異議申立てがあった場合、基本的には授業担当教員と担当事務が対応する

制度を導入している。全学共通教育について、学生は、成績発表後から次学期の授業開始後2週間以内までに、修学支援グループに「成績調査依頼票」を提出して照会することで、回答を得ることができる。医学部では、基本的には学生の申出に授業担当教員が対応し、その他の学部では、所定の期間内に学務係への「成績調査依頼票」の提出により、授業担当教員に照会され回答が得られる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院においては、大学院学則第28条の2に教育課程の編成方針を定め、同条第1項において「研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に行うものとする。」としている。教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科及び農学研究科は、大学院学則を踏まえ、教育の目的及び目標とそれに基づき授与する学位を定め、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるよう教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程の編成に当たっては、大学院学則第28条の2第2項において、「専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。」としている。各研究科では、このような趣旨の下で教育課程が体系化され、教員は担当の授業科目を包摂する専門領域での研究を行っている。

教育学研究科では、教員の担当する授業科目を専門とする科学研究、あるいは教育学の研究が行われている。法学研究科及び経済学研究科は、人間社会に関わる様々な事象が研究の対象であり、多くの場合、教員の研究成果が授業内容に反映されている。医学系研究科（博士課程）の必修科目である研究戦略と実技指導セミナーは、それぞれの部門における研究活動の成果を反映した内容を中心に講義や実験・実習を教授している。同研究科看護学専攻（修士課程）では、教員は最新の研究成果（講演論文、論文、著書等）を授業に利用することで、担当科目の目的に応じて、基礎的な知識・技術の教授に努めている。工学研究科及び農学研究科では、担当教員の研究成果を各教員の担当科目の授業内容へ反映している。

また、社会人学生のニーズにこたえるため、教育学研究科及び経済学研究科では、4年を限度とした長期履修制度を導入している。

工学研究科では、平成12年度から国際インターンシップを実施しており、平成20年度までに34人の学部及び大学院の学生が参加し、また協定校からも34人の学生を受け入れている。

平成18年度文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に「研究推進校との協働による教員養成の高度化—公立校における先進的教育現場からの学びと大学院での研究省察を通して—」が採択され、教育学研究科「総合教育実践研究コース」の設置（平成20年度）につながっている。

平成19年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に岡山大学（申請校）及び当該大学、山口大学、高知女子大学、愛媛大学、川崎医科大学、高知大学、徳島大学による取組「中国・四国広域がんプロ養成プログラム—チーム医療を担うがん専門医療人の育成—」が採択され、夜間中心の講義による「が

ん専門医養成コース」を設置し、地域のがん医療の向上に貢献している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

研究科においては、単位の実質化のために、必要な授業科目の受講とともに学位論文の作成等を課すなど、学生にはより主体的な学習を求めている。そのため、少人数教育、対話・討論型の授業、インターンシップ、課題研究等、授業形態や学習指導に様々な工夫がなされている。

各研究科において、大学院学生便覧等に修得すべき単位数や履修時期を記載しており、新入生及び年度当初のガイダンスで、修得すべき単位数、履修の時期、履修方法等に関して、学習時間が確保できるよう丁寧な指導を行うなどの学習・研究に応じた指導体制をとっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

大学院学則第 31 条において、授業の形態、多様なメディアの利用、教室等以外や外国での履修等、授業の方法について定めている。各研究科では、それぞれの教育目標を達成すべく、分野の特性に応じて講義、演習、実験、実習等の授業形態を組み合わせ、バランスに配慮した授業と学習指導を行っている。

例えば、教育学研究科（修士課程）では、学校現場での教育実践と省察を中心とした、学生と教員が協働する「教育実践基礎研究Ⅰ・Ⅱ」等を共通科目として設け、学校臨床心理専攻では、臨床心理基礎実習と臨床心理実習において同専攻に設置されている心理教育相談室での実習及び病院や福祉機関での実習が組み込まれている。工学研究科では、課題探求能力、課題解決能力を高めるために、博士前期課程の専門基礎科目である「エンジニアリングマネジメント」において、地域経済界の協力を得て、産学連携PBL（project based learning）を通じた実践的な授業を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科において、冊子シラバスとウェブシラバスが作成されている。記載項目としては、授業科目名、教員名、授業の概要、授業の目的・達成目標、授業及び学習の方法、成績評価の方法と基準、授業計画、教科書、参考書、オフィスアワー、履修上の注意等がある。

このようなシラバスを、冊子として配付し、ウェブサイトに掲載することで、学生に活用されるよう努めている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

教育学研究科学校臨床心理専攻では、臨床心理士試験受験資格（第2種指定）を得られるように、昼夜



間開講制をとり、職業を有したまま入学し、2年間（長期履修学生制度を活用すれば最大4年間を限度として履修期間が延長できる）で修了できる。

法学研究科では、社会人特別選抜を実施することで社会人の受入を図り、社会人の学習・研究を促進するため夜間及び土曜日にも受講できる制度を採用している。

経済学研究科では、教育方法の特例を適用して昼夜間開講制をとっている。時間割は受講学生の希望と教員の都合をアンケートで聞いた上で、可能な限り学生の履修希望が満たせるよう配慮されている。特に「分野別コース」（一般選抜による学生が所属）と「フレックス・コース」（社会人特別選抜による学生が所属）双方の学生が履修希望を出した授業は優先的に夜間開講とすることを原則としており、社会人学生の便宜を図るようにしている。

医学系研究科（修士課程）では、夜間開講を行い社会人入学者の便宜を考慮するとともに、平成19年度から年間時間割表をシラバスに掲載し、早期に履修計画が立案できるよう配慮している。また、遠隔地に在住する学生に対して、レポート提出、研究指導等は可能な限りインターネット上でも行えるよう配慮している。

農学研究科では、教育方法の特例を適用して社会人特別選抜を実施している。時間割は受講学生の希望を聞いた上で、土・日曜日に受講できる制度を採用している。また、平成21年度に社会人学生1人を初めて受け入れている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院学則及び各研究科規程に基づき、研究指導の体制が整備され実施されている。例えば、教育学研究科においては、当該専攻・専修分野の教授1人（准教授にあっても所定の資格要件を満たせば担当可）が指導教員となり、学生はその下で研究テーマを決定し、2年次からの「課題研究」（通年4単位）の受講と併せて、研究指導を受けている。課題研究や修士論文作成においてはテーマに応じて指導教員以外の教員の助言・指導も得ることができるなどの協力体制も整えられている。

農学研究科においては、学生は希望する研究分野に配属され、主指導教員の指導の下で研究テーマを決定している。さらに、その研究分野に最も近い教員（同一専攻以外も可）1～2人を副指導教員として選出し、補助的研究指導を行う複数による指導体制をとっている。選択専門科目の受講に当たっては、研究分野と最も関係のある専門科目を受講するよう主指導教員及び副指導教員が指導し、履修表を作成し、それぞれの教員の研究活動に基づいたより専門性の高い研究教育指導を実施している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

各研究科における研究指導は、各専攻・専修分野の指導教員を中心とし、研究科によっては複数の指導教員により行っており、研究テーマの決定に当たっては、学生の自主性を尊重している。

ティーチング・アシスタント実施要項に基づき、大学院生に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会を提供するTA制度を整えている。医学系研究科3年次及び4年次、工学研究科博士後期課程並びに愛媛大学大学院連合農学研究科（当該大学に配属された学生に限る。）の学生をRAとして参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成に努めている。

このように大学院生をTAやRAとして積極的に採用し、学部生の演習の補助や、指導教員の研究を補助する活動を通じて、教育及び研究能力の育成を図っている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則において、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために修了認定基準を定め、学生にその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとしている。

各研究科は、これらを踏まえて、成績評価基準や修了認定基準に関わる規則や規程等を定め、それらを各研究科の学生便覧、修学案内や大学院ガイド、シラバス等で学生に周知し、年度初めのガイダンスでも周知指導を行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文の審査については、受理した学位論文（修士・博士）の研究科委員会への審査付託に始まり、審査等の期限、最終試験、学力の確認、結果の報告、学位授与の決定・報告等、一連のプロセスを学位規則に定めている。

各研究科では、学位規則に基づき、学位論文の審査及び最終試験の実施から、主査及び副査の選出に係る諸々の規定が定められ、適切な審査体制を整備している。また、学位規則及び各研究科規程等は、大学院学生便覧等に記載し学生に周知している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各研究科では、成績評価等の正確さを担保するため、学生からの成績評価に対する疑義について、原則として学務係が窓口となって、教員に問い合わせができるようにしている。また、各教員が設定しているオフィスアワー等を利用して成績評価に関する質問を行うこともできる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

## ＜専門職学位課程＞

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

連合法務研究科は、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することを教育の目的としており、修了生に授与される学位は法務博士(専門職)である。これに照らして、次のように体系的な教育課程を編成している。法律基本科目は、基礎科目群(1年次)、基幹科目群(2年次)の2段階で構成される。実務基礎科目群は、理論と実務の架橋を目的とし、主要科目は3年次に配当される。基礎法学・隣接科目群は、幅広い視野・教養の習得を目的とし、1～3年次に配当される。展開・先端科目群は、特殊な専門的法領域の内容の習得を目的とし、2・3年次に配当される。法科大学院教育のコアに相当する法律基本科目群及び実務基礎科目群については、これを必修とし、基礎科目群では基本的な法概念や制度の理解、基幹科目群では双方向・多方向の演習による応用力の養成、主に実務家教員が担当する実務基礎科目群では実務的な法的処理能力の養成を図る内容としている。

地域マネジメント研究科は、地域の活性化・自立に資する教育研究を特徴とし、地域新時代を拓く企業・行政等におけるプロフェッショナルの養成を目指しており、修了生に授与される学位は経営修士(専門職)である。学生は職場や地域が抱えている問題意識に基づきプロジェクト研究を定め、その遂行に必要な能力養成のための授業を各科目群から選択し、各自のカリキュラムを構築する。科目群は、地域が抱える問題を見つけ出す能力のための分析基礎科目、四国地域を客観的に把握する能力のための地域基礎科目、問題を解決するための基礎となる知識のための基礎科目、総合力を養成するための実践課題解決のための応用科目の4分野からなり、基礎から応用へと積み上げることにより、マネジメントリーダーとしてのスキルが習得できるように体系的に編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

連合法務研究科では、学生のニーズにこたえ、法科大学院として求められる理論と実務の架橋教育を実現するため、実務基礎科目群には経験に富む実務家教員5人を配置し、当該科目群に属する「実務講座」及び「リーガル・クリニック」では、法律相談等を通じて学生の実務対応能力の育成を図り、また法律事務所等において実務補助体験を積む「エクスターンシップ」も実施している。さらに、研究科の特性を活かしたビジネスロー群、環境法群の2つの特別履修モデルを設けるとともに、一定の条件を満たした者については経済学研究科・地域マネジメント研究科の一部の授業科目を履修可能としている。なお、授業内容は、科目群の特色に応じ、各担当者の研究成果を反映したものとなっている。

平成16年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム(実践的教育推進プログラム)」に「リーガルサービス情報ネットワーク」が採択され、法曹関係者との間で情報を相互に提供できる体制を構築し、「リーガル・クリニック」の選択必修化や「エクスターンシップ」の新設等、法律実務基礎科目を充実させている。

平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に岡山大学(申請校)及び当該大学、島根大学と共同による取組「中四国法科大学院連携教育システムの構築」が採

択され、厳格な成績評価システムの構築と、より効果的なFDシステムの開発、実務教育も含めた共通の教育プログラムを協同で開発して、協同教育システムの構築を目指している。

地域マネジメント研究科では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応するために、次のような取組を行っている。入学時の進路希望調査に基づいて、学生の目的に沿った履修モデルをアカデミックアドバイザーが提示する履修指導制度を設けている。学生は、アカデミックアドバイザーが必要と認める場合、当該大学他研究科（経済学研究科、法学研究科、連合法務研究科等）で開講される授業科目を8単位まで特別講義として履修することができる。学生や社会からのニーズ等に対応して柔軟に開設できる講義科目として「特別講義」を開設している。なお、教員の各専門領域に応じた研究活動は、その成果が授業に活かされている。

平成16年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム(実践的教育推進プログラム)」に「産官連携による地域再生ケース教材開発」が採択され、産官連携による民間部門と公共部門のクロスする分野に関するケース教材(計30件)を開発している。

平成19年度文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に「地元経済団体と連携した、地域中小企業の中核人材のための能力向上プログラム」が採択され、商工会議所と連携して、地元の実務に精通している専門家による科目(平成19年度3科目)を開講するなど、地域に精通した中小企業の中核人材のための能力向上を図る教育プログラムの開発と実施を行い、四国四県への遠隔配信等により計152人が受講している。

平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に関西学院大学(申請校)及び当該大学と共同による取組「地域マネジメントを担う金融人材の育成」が採択され、地域金融の専門教育育成プログラム(教材及びその利用方法)を開発している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

連合法務研究科及び地域マネジメント研究科のいずれにおいても、各年次において登録できる履修科目の年間単位数の上限を設けており、また、成績不良者には履修・進級制限も設けている。

連合法務研究科では、時間割において、法律基本科目は1日に1~2科目、その他の選択科目等を含めても3科目以内に設定するとともに、学生がなるべく必修科目を2コマ連続して受講することがないように工夫している。

地域マネジメント研究科では、学生各人のGPA値に基づき、アカデミックアドバイザーが次学期に向けての履修指導を行う制度も設けている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

連合法務研究科は、平成19年度に大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受けている。その他、独自の自己点検評価として、弁護士や他大学関係者等からなる外部評価委員による外部評価を受けており、また、四国弁護士会連合会の協力の下、弁護士による授業参観及び意見交換会も毎年開催している。

連合法務研究科修了者の新司法試験合格率(合格者数/受験者数)は、全国平均よりかなり低いため、演習科目を増設し、学生一人一人に行き届いた少人数教育を徹底させるように、教育課程の改訂を進めて

いる。教育内容の水準も標準的なものであったが、学生の実情を考慮して教育内容・方法を改善し、成績評価の一層の厳格化に努めている。

地域マネジメント研究科は、平成 20 年度に大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受け、経営系専門職大学院基準に適合していると認定されている。また、独自に地元経済界や行政、マスコミの代表からなるアドバイザー・ボードを設置し、ほぼ毎年 1 回、自己点検評価の結果に基づき教育内容等のチェックを受けている。当該ボードには、全国の大学関係者からなる専門家会議を付置することとし、審査の厳正化を図っている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

連合法務研究科では、法曹養成という目的に照らし、科目群ごとの特性に応じた工夫をしている。基礎科目群は主に講義形式であるが、質疑応答を用いるなどの工夫をしている。基幹科目群は、1 クラス 15 人を標準の演習形式で、質疑応答や学生同士の討論等、双方向・多方向の授業方法を実践している。実務基礎科目群は、主に実務家教員が担当し、起案練習や模擬裁判等も組み入れた授業や、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」等、実習型・臨床型の科目も含まれる。以上のような各種授業科目は、公法系・民事法系・刑事法系の各分野で偏りが無いよう配置している。

地域マネジメント研究科では、地域の実情に精通した地域のリーダー養成という目標に照らし、各科目群の特性に応じた工夫をしている。基礎科目群は講義形式が中心であるが、適宜、演習形式や討論型の授業形態も導入している。応用科目群は、少人数教育の下、科目の性質に応じて講義型、ケースメソッド型、討論型等、多様な授業形態を用いている。プロジェクト研究は、2～3 人の教員に最大で 5 人程度の学生が 1 つのグループとなっていく対話・討論型授業であり、適宜フィールド型授業形式も取り入れている。なお、シラバスの「授業の方法」項目において、各科目に即した授業形式を明示しており、演習形式や討論型の授業形態を講義形式とともに導入している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

連合法務研究科・地域マネジメント研究科ともに、修学案内にシラバスを収録し、学生向けに配付している。シラバスの「授業計画」の項目では、各授業回の具体的な授業内容を示しており、学生の予習に活用されている。

連合法務研究科では、シラバスの「授業の目標」の項目で、各年次に応じた当該授業科目の具体的な到達目標を示すとともに、ウェブサイト上の教育研究支援システム（TKC）においても、より詳細な授業概要や予習・復習の指示をしている。地域マネジメント研究科では、シラバスの「前提科目・関連科目」の項目で、カリキュラム全体における当該授業の位置付けを示し、また、シラバスをウェブサイトでも閲覧可能とし、学生以外にも広く公開している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

地域マネジメント研究科では、社会人学生等に配慮し、勤務しながら修学可能となるよう、教育方法の特例を適用して夜間や土曜日に授業を開講しており、夜間及び土曜日のみの履修で課程が修了できるようカリキュラムを編成している。履修上の問題等については、アカデミックアドバイザーが相談に応じており、また、仕事等の都合により標準修業年限である2年で修業できない場合もあることに配慮し、長期履修制度を設けている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

連合法務研究科及び地域マネジメント研究科のいずれにおいても、研究科規程において成績評価基準及び修了認定基準を定め、修学案内において明示し、学生に周知している。

両研究科ともに、評価要素の配点等をシラバスの「成績評価基準」の項目において明示している。修了認定は、教授会において審議・決定される。また、連合法務研究科では、成績評価において教員間でのばらつきを抑え、厳格な評価となるように、秀を全履修者の5%、秀及び優の合計を全履修者のおおむね25%以内という基準を設け、修学案内に明示している。地域マネジメント研究科では、成績評価及び単位認定の結果が研究科長に報告され、研究科長は問題があると思われる評価があれば、調査を行うこととなっている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

連合法務研究科及び地域マネジメント研究科のいずれにおいても、学生が成績評価・単位認定につき不明な点があるときは、所定の手続により学務係を通じて成績照会を依頼することができる。連合法務研究科では、評価・FD委員会が取りまとめた各学期の開講科目の成績評価及び単位認定結果を定例のFD研究会において全教員で確認しており、地域マネジメント研究科においても、教務委員会が学年末等に成績を一覧表として取りまとめ、教授会で報告し、成績評価及び単位認定が適切であることを確認している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

## 【優れた点】

- 平成 20 年度文部科学省教育G Pに「現場主義に基づく地域づくり参画型教育」が採択され、学生と教員が住民とともに地域の抱える課題の解決策を考え、実践することにより、地域づくりマインドを持った人材の育成と地域活性化への貢献を図っている。
- 平成 15 年度文部科学省特色G Pに「6年一貫体制による保健医療福祉総合学習」が採択され、「保健医療福祉看護・介護論」等の総合保健福祉医療学関連科目を創設する等して、教養教育と連携した早期学習と統合型学習を行い、現場性と体験を重視したカリキュラムを策定し、地域医療教育を充実させている。
- 平成 18 年度文部科学省現代G Pに「地域連携型キャリア支援センターの新機軸」が採択され、キャリア関連科目の充実やキャリア懇談会の実施、キャリア・カフェの設置等により学生のキャリア意識の涵養を図り、自立的な活動が支援され、平成 20 年度文部科学省学生支援G P採択の「主体性の段階的形成支援システム（C P S）」に発展し、コミュニケーション能力やファシリテーション能力等の向上を目指す講座を受講した学生に一定の認証を行い、さらに実際の学生支援活動に参加した学生には上級の認定書を授与することにより、学生の主体性の段階的形成を支援している。
- 平成 20 年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に当該大学と徳島大学、鳴門教育大学、高知大学、四国大学、徳島文理大学、高知工科大学と共同による取組「『四国の知』の集積を基盤とした四国の地域づくりを担う人材育成」が採択され、「e-Knowledge コンソーシアム四国」を設立し、各大学の特徴ある講義を e-learning コンテンツとして提供することにより教育基盤「四国の知」を構築している。
- 平成 20 年度文部科学省「大学教育の国際化加速プログラム（海外先進教育研究実践支援・教育実践型）」に「地域交流型実践教育の導入と国際授業交流 サボア大学の実践プロジェクト教育の導入と学生・教員の相互参加」が採択され、当該大学が幹事校として、日仏合計6大学間による教育研究に関する包括的な交流協定を結び、国際メカトロニクス研究教育機構（I OREM）を設立し、日仏両方で単位を与える事のできる e-learning 構築の基本的枠組みについて合意し、開設に向け検討を進めている。
- 平成 18 年度文部科学省教員養成G Pに「研究推進校との協働による教員養成の高度化一公立校における先進的教育現場からの学びと大学院での研究省察を通して一」が採択され、教育学研究科「総合教育実践研究コース」の設置（平成 20 年度）につながっている。
- 平成 16 年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（実践的教育推進プログラム）」に「リーガルサービス情報ネットワーク」が採択され、法曹関係者との間で情報を相互に提供できる体制を構築し、「リーガル・クリニック」の選択必修化や「エクスターンシップ」の新設等、法律実務基礎科目を充実させている。
- 平成 16 年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（実践的教育推進プログラム）」に「産官連携による地域再生ケース教材開発」が採択され、産官連携による民間部門と公共部門のクロスする分野に関するケース教材（計 30 件）を開発している。
- 平成 19 年度文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に「地元経済団体と連携した、地域中小企業の中核人材のための能力向上プログラム」が採択され、商工会議所と連携して、地元の実務に精通している専門家による科目（平成 19 年度3科目）を開講するなど、地域に精通した中小企業の中核人材のための能力向上を図る教育プログラムの開発と実施を行い、四国四県への遠隔配信等により計 152 人が受講している。

<b>基準6 教育の成果</b>
------------------

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。
---

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
--

教育目的の達成状況を検証・評価するため、各学部、研究科において、学生による授業評価を実施し、教務委員会あるいは自己評価・点検委員会において分析、検討を行っている。大学教育開発センターにおいては、授業評価結果を踏まえ、調査研究部と外国語教育部が中心となって、全体的な達成状況を検証し、全学共通教育のカリキュラム改善に活かしている。また、その他の学部、研究科においても、教務委員会が中心となり授業評価結果を全体的なカリキュラムの再編成やFDに活用している。さらに、いくつかの部局では、自己点検結果について外部評価機関の評価を受けるなど、より多面的、客観的な分析を行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
---

平成18～20年度の学士課程における標準修業年限内卒業率は、教育学部83.5～89.6%、法学部81.4～85.8%、経済学部76.4～81.2%、医学部83.3～88.7%、工学部67.8～76.3%、農学部80.4～84.7%であり、おおむね80%以上の学生が標準修業年限内で卒業している。

平成18～20年度の大学院課程における標準修業年限内修了率は、教育学研究科87.0～97.3%、法学研究科75.0～85.7%、経済学研究科62.5～91.7%、医学系研究科（修士課程）33.3～60.0%、同（博士課程）37.0～54.2%、工学研究科（博士前期課程）92.7～95.3%、同（博士後期課程）30.0～73.7%、農学研究科90.6～94.4%、地域マネジメント研究科90.3～94.3%、連合法務研究科64.3～66.7%である。

資格の取得状況については、教育学部の学校教育教員養成課程では、全員が教員免許状を取得している。医学部では、平成20年度の医師国家試験の合格率が93.6%、看護師国家試験、保健師国家試験の合格率はそれぞれ98.3%、100%である。また、法学部、経済学部では、法学検定や簿記検定等、教育内容と結び付いた各種資格を取得する学生も多い。連合法務研究科修了者の新司法試験合格率（合格者数/受験者数）は、平成19年度33.3%、平成20年度14.3%、平成21年度7.1%である。

工学部・工学研究科では、卒業（学位）論文の研究をベースにした学術論文や口頭発表等において、平成18年度に15人、平成19年度に14人の学生が学会賞やベストプレゼンテーション賞等を受賞している。また、教育学部の学生が第1回日銀グランプリ優秀賞、経済学部の学生が第2回日銀グランプリ優秀賞を



受賞するなど、学生の研究プロジェクトが外部で評価、表彰されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部とも、学生による授業評価アンケートを実施しており、授業の到達目標の達成度、総合的満足度等の項目を分析すると、平均値が上昇傾向を示している。教育の成果や効果を問う質問項目「この授業に熱心に取り組みましたか」、「あなたは、この授業の到達目標を達成できましたか」、「あなたは、総合的に判断して、この授業に満足していますか」において、高い評価（5点満点中3.43～3.80）を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部の進路状況は、就職希望者の就職率はおおむね90%を超えており高い水準にある。就職先については、教育学部は教育・学習支援業、法学部・経済学部は金融・保険業・サービス業や製造業、医学部は医療・福祉分野、工学部・農学部は製造業等のように、学部の教育内容と関連の深い多様な業種となっており、法学部と経済学部については公務員となる者も多い。学部卒業生の大学院への進学率は19%となっている。

各研究科の進路状況について、就職希望者の就職率は、税理士等の資格試験受験者がいる法学研究科、経済学研究科を除き、おおむね90%を超えており高い水準にあり、就職先については、各研究科ともに教育内容、研究内容と関連の深い多様な業種に就職している。また修士課程修了者の博士課程への進学率は9.8%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年度に全学教務委員会が、過去7年間の卒業生及び就職先企業を対象として、卒業生へは教育への満足度、現在の仕事との関連等の項目、また就職先企業へは卒業生の評価等の項目でアンケート調査を実施し、卒業生の15.1%、企業の32.3%から回答を得ている。

卒業生からは、語学に対する満足度はやや低かった（「満足」及び「ある程度満足」を合わせて約60%）ものの、教養教育（全学共通教育）、専門教育ともに高い満足度を得ており（「満足」及び「ある程度満足」を合わせてそれぞれ70～80%）、企業からは、「社会のルールや人との約束を守る力」、「相手の意見を丁寧に聴く力」、「物事に進んで取り組む力」で高い評価（「十分」及び「ある程度」を合わせて91～96%）を得ている。

なお、卒業生からは、教養教育と専門教育のつながり、学生の能力に応じた英語教育の工夫、コミュニケーション能力の修得の3点について、特に意見が多く寄せられたことから、高学年向け教養科目の開設、専門教育につながる英語科目の導入、能力別の少人数クラスの導入、全学共通科目の英語教育でのコミュニケーション重視の新カリキュラムの導入等の改善を図っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 学生の研究プロジェクトが第1回日銀グランプリ、第2回日銀グランプリにおいて優秀賞を受賞するなど高い水準にあることから教育の成果・効果が上がっている。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学共通の取組として、入学式後に新生を対象にして、学部別ガイダンス（約1時間）、全学共通科目ガイダンス（約1日）、専門ガイダンスのほかに、クラス別及びコース別ガイダンス（約1日）を実施している。全学共通科目ガイダンスでは、全学共通教育の目的や教養教育と専門教育との関連を説明するとともに、主題科目や教養ゼミナールの選択の仕方、外国語科目の履修方法等を説明している。また、授業開始前に、履修に関する様々な質問や相談に応じる日を設け、新生がスムーズに大学の勉学を始められるよう、工夫している。平成19年度には、全学共通科目修学案内とは別に、全学共通教育について全般的にコンパクトに説明したパンフレットを作成し、ガイダンスに使用している。平成20年度には、アンケート調査と各学部の学生に対するインタビューの結果を踏まえて、全学共通科目修学案内を学生の視点でより利用しやすいものへと全面的に改訂している。

上記の全学共通の取組以外に、学部、研究科によっては、年次開始時期における実施や、教員のほかに学部上級生や大学院生からのアドバイスを受ける機会を設けるなど、様々なガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

全ての学部、研究科において、オフィスアワーを導入し、学生の状況に応じて、柔軟に設定した時間帯をシラバスに明記するなどして、学習相談や助言の実施体制を整えている。例えば、社会人を対象にして平日夜間や土曜日に開講している地域マネジメント研究科では、学生の時間的制約が厳しいことから、学生の事情に応じて個別に対応している。また、オフィスアワー以外の相談や助言を可能にするために、すべての学部、研究科においてメールアドレスや電話番号をシラバス又は修学案内に記載している。

また、全学の学生を対象にした全学共通教育に関しては、修学支援グループが履修・学習・試験等に関する学生の相談や要望を日常的に把握し、大学教育開発センター教職員会議や各種委員会において対応策が検討され、必要に応じて改善する仕組みとなっている。さらに、毎年新生向けに大学教育に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、平成19年度からキャリア関連科目を1科目から9科目に拡充し、平成21年度から学生支援関連科目「キャンパスライフを考える」を新設している。

各学部、研究科では、アドバイザー教員や指導教員、並びにチューターからの情報、学部長と学生との定期的な懇談会や授業評価アンケートを通じた意見、さらには質問箱やハローボックスを活用するなど、様々な取組を実施している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生として、留学生、障害のある学生、社会人学生がある。留学生に関しては、留学生センターを中心として全学的な学習支援を行っており、加えて学部、研究科ごとの特性に応じて、学生チューターや指導教員を配置したりするなどきめ細かな学習支援を行っている。障害のある学生に対しては、バリアフリー化を進めるとともに、車イスを使用する学生にはボランティアによる介助者により、また、聴覚に障害のある学生にはノートテイクにより修学支援を行っている。また、社会人学生に対しては、各学部、研究科とも、休日や平日夜間の開講など、授業時間を弾力的に運用している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的な学習環境としては、全学的には図書館及び総合情報センターを整備し、各学部・研究科においては学生のニーズや需要に応じて自習室等を提供している。さらに、大学教育開発センターでは、外国語自習室と英語学習システムが利用できるパソコンを、また総合情報センターでは一般学習向けのパソコンを設置している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

現在、文化サークル35と体育サークル36の計71の公認サークルが活動しており、体育館、グラウンド、テニスコート、水泳プール、共用練習室等、33の課外活動施設を4つのキャンパスに配置している。課外活動（サークル活動）への経済的支援については、課外活動予算に加え、香川大学学術振興財団勉学奨励事業による支援も実施している。

また、平成18年度から学生の自立的活動を支援するため、学長裁量経費による「学生支援プロジェクト事業」を創設しており、「みんなで楽しむ音楽鑑賞会「第2回わくわくコンサート」」、「理科実験・ものづくり教育支援」、「活動疾患を持つ子ども達への夢チャレンジサポートプロジェクト」等に対し、平成18年度28件（計9,520,000円）、平成19年度25件（計9,025,000円）、平成20年度20件（計5,799,500円）、平成21年度16件（計5,179,311円）の支援を行っている。

さらに、経済学部では学部長裁量経費を用い、学部プロジェクトとして教員と学生による教育・研究プロジェクトを支援しており、「香川大学生による直島地域活性化プロジェクト」として「和cafeぐう」の出店、ベロタクシー（自転車タクシー）運行実験を実施するなど、学生の自主的な取組が活発に行われている。平成20年度には、このプロジェクトを発展させた「地域活性化を担う人材養成プログラム」が文部

科学省特別教育研究経費（教育改革）を獲得している。このプログラムでは、地域企業、地元自治体、観光協会、住民団体等との連携に基づいて様々な地域活性化を目的とした活動を行うとともに、大学における専門科目として「地域活性化研究」を新規に開設している。このように、直島地域活性化プロジェクトは、「地域の現場での実習」を中心とした、地域活性化を担う人材を効果的に養成するための実践的プログラムとして発展するとともに、「現場での実習」を大学の正課に取り入れるための研究としても発展している。

その他、学部独自の支援活動として、教育学部の香川大学教育学部学生連合ネットワーク（SUN）に対する部屋の貸与、経済学部の経済学部ゼミナール連合協議会に対する部屋の貸与等の支援を行っている。これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

全学の学生を対象にした心と体の健康相談は保健管理センターが行っており、医師、保健師及び臨床心理士の資格を持つカウンセラーが相談に応じている。

また、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）の対応は、保健管理センターの教員のほか、各部局に2人ずつ配置されているハラスメント相談員が行っている。ハラスメント相談員は、年1回程度、ハラスメントに関する知識を深めるため、学外における研修に参加している。

全学の学生を対象にした進路相談は、キャリア支援センターで行っている。キャリア支援センターでは、専門相談員による相談を個室で受けることができ、相談以外にも、模擬面接、エントリーシート、履歴書の書き方等の指導を行っている。その他、企業検索のための学生専用パソコン、企業に関する情報・資料コーナーを設置している。

生活支援に関する学生の意見を汲み上げる全学的制度には、平成18年度に設置した「学長への提案箱」がある。また、任意抽出した学生を対象とした「学生生活実態調査」を、2年に一度実施している。なお、平成20年度からは、夜間主コース学生を除く全学学部生を対象にウェブサイト上で実施する方式に変更している。さらに、各学部・研究科における独自の制度として、「学部長への提案箱」や学部長又は教員との懇談会等が設置されている。

留学生に関しては、「留学生学生生活実態調査」を4年に一度実施している。この調査に基づくシンポジウムを平成19年10月31日に行い、全学的な問題の共有を図っている。留学生の日本語学習に対する多様なニーズに答えるため、上級レベルの学生にも対応できる読み書きのクラスを設置し、既存の授業で少なかった学習内容をカバーしている。

また、留学生と日本人学生の交流の円滑化を図るため、事前ガイダンスの強化や報告書の中間チェックを行うなど、チューター制度の改善を図っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

平成16年度から、1～4年次までの健康調査を実施し、その中で、障害に関する質問項目を設け、障害のある学生の状況を把握し、支援を行うようにしており、建物入口付近のスロープの設置、専用トイレの新設、点字ブロックの設置、災害表示パドルランプの設置等を行っている。

保健管理センターでは、平成 16～18 年度にかけて、聴力測定器、看護用ベッド、車イス用トイレ、緊急時のナースコールを設置するなどして、障害のある学生に対する支援体制を整備している。

留学生に対しては、全学的規模で、校門、建物の入口付近に、日本語と英語で表記する案内板を設置したり、留学生と教職員・学生・地域コミュニティが積極的に交流できる企画を実施するなど、支援体制を整備している。また、留学生会館（全 32 室）を保有している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

全学学生を対象にした経済支援制度には、奨学金制度、授業料免除制度及び特待生制度の 3 つの制度がある。奨学金は、日本学生支援機構及び各種団体等による奨学金制度により実施している。平成 20 年度の日本学生支援機構奨学金受給者は、第一種が学士課程 868 人（学部生の 15.32%）、大学院課程 167 人（大学院生の 20.02%）であり、第二種が学士課程 1,301 人（学部生の 22.97%）、大学院課程 58 人（大学院生の 6.95%）である。また、家計の急変や風水害等の災害による緊急時においては、日本学生支援機構の奨学金制度に基づき対応している。授業料免除は、関係規定に基づき、授業料収入予定額の 5.8%に相当する額の範囲内で、前期・後期ごとに実施している。なお、平成 18 年度から学業成績及び人物ともに優れた学生に対する特待生制度を導入し、特待生には、当該年度の後期分の授業料を全額免除している。これらの経済支援制度以外に、部局独自の支援制度がある。

各奨学金制度については、入学時ガイダンス、ウェブサイト、学生便覧、学内掲示板等によって、適宜学生に周知されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 平成 18 年度から学生の自立的活動を支援するため、学長裁量経費による「学生支援プロジェクト事業」を創設して積極的な財政支援を行っている。
- 経済学部の学生による自主的な取組が学部及び全学の支援を得て「地域活性化を担う人材養成プログラム」に発展し、地域活性化に貢献するとともに新たな科目の開設につながっている。

**基準 8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、幸町地区、林町地区、三木町医学部地区と三木町農学部地区の4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は幸町地区 115,584 m<sup>2</sup>、林町地区 38,233 m<sup>2</sup>、三木町医学部地区 132,546 m<sup>2</sup>、三木町農学部地区 53,492 m<sup>2</sup>である。また、各地区における校舎等の施設面積の合計は、169,021 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校舎等施設は、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、語学学習用教室、学生用情報端末室等を備えており、体育施設は、授業又は課外活動に必要な施設を各キャンパスに設置している。

安全・安心な教育・研究環境確保のため、毎年各学部等から提出された施設・設備等の修繕要求と併せて、施設担当部署による施設パトロールを行い、要整備箇所を抽出している。これら要整備箇所について危険度、緊急性等によりランク付けを行い、重要性、必要性の高いものから当該年度の施設の整備事業計画を作成し、整備を行っている。

バリアフリー化については、改修整備等に併せて身体障害者用設備等を設置している。また、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき調査を行い、調査結果を踏まえバリアフリー整備計画を策定している。さらに、調査結果を基に既存の身体障害者用設備の種類や位置等を示したバリアフリーマップを作成し、大学ウェブサイトに掲載するとともに、各学部の学務係等で配布している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

総合情報センターを中心とした高速なキャンパス間ネットワークを構築し、学内のあらゆる所から利用できる環境を整備している。さらに、各キャンパスでは学生が所有している携帯型パソコンを接続できるように無線 LAN の基地局の設置、情報コンセントの設置を推進している。

学生が利用可能な備え付け型の教育用パソコン 537 台を有し、総合情報センターパソコンルームのほか、各学部等のパソコンルームや図書館のメディアコーナー等に設置している。これらのパソコンルームには、入退出管理システムを有し 24 時間の利用が可能なものもある。

セキュリティについては、情報セキュリティポリシーを定め、最高情報セキュリティ責任者に担当理事を充てる体制を構築し、強化を図っている。平成 20 年度には、情報セキュリティポリシーの妥当性や遵守

状況について、外部委託による内部監査を実施している。加えて、総合情報センターでは、ウィルス対策ソフトウェアを各学部等からの申請に応じて一括購入して配付し、パソコンの安全性の向上を図っている。また、携帯型パソコンの接続時には、それぞれのパソコン等を識別するMACアドレスを用いて認証し、認証できないパソコン等の通信を制限する対策を講じている。さらに、新入生へのオリエンテーションにおいて、セキュリティに関する注意事項や心構えを利用者向けの案内により指導している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の施設の運用方針として、「施設は大学全体の共有財産であるとの認識のもとに、時代の変化に即応した教育・研究活動を円滑に進めるため、施設の有効活用をする」ことを「香川大学における施設の有効利用に関する規程」に定めている。また、平成18年度に策定した「香川大学将来構想」の中で施設マネジメントの重要性、必要性等を盛り込み、大学ウェブサイト等で公表し周知している。

さらに、大学で保有している施設を、安全・安心な教育研究環境として将来にわたり確保・維持していくために「香川大学における施設の維持管理に関する規程」及び施設の点検マニュアルを策定している。

施設の使用手続等については、学生便覧、修学案内等に記載し、周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

幸町キャンパス、三木町医学部キャンパス、林町キャンパス、三木町農学部キャンパスにそれぞれに図書館施設を設置しており、閲覧座席数は、中央館520席、医学部分館164席、工学部分館70席、農学部分館64席である。登録者は時間外利用（無人開館利用）により、閉館後も資料の閲覧、図書の貸出・返却及び教育用パソコンの利用が可能で、自主学習、資料収集等に利用されている。平成16～20年度の年間入館者数は合計45万人前後で推移している。

各館には、自動貸出返却装置、入退館管理システム、無断持ち出し防止装置、人感センサー式照明、防犯カメラ装置等を設置し、省力化、セキュリティ保持及び時間外利用（無人開館利用）への対応を図っている。

また、車椅子利用者に配慮して、エレベーター、身障者用トイレ、入口へのアクセススロープ等を整備している。

さらに、視聴覚機器、情報検索用機器、教育用パソコン、無線LANや情報コンセントの設置により、インターネット環境は十分に整備されている。

電子ジャーナルについては、海外主要出版4社（Elsevier、Blackwell、Springer、Wiley）の電子ジャーナルを導入し、さらに、ACS、Nature、Science、LWW、OUPを加え、現在利用できる有料海外電子ジャーナルは約5,000タイトルである。この出版社以外にも、個別購入や購読冊子に付加されるもの、無料分を含め、約15,000タイトルの利用が可能である。

学術文献データベース等としては、スコープス（Scopus）、CiNii、BL Inside Web、判例体系Web版、EconLit、JDream II、Biological Abstracts、聞蔵II、ネットで百科 for Library、医学中央雑誌Web版、JCR（Sci.ed.）等を整備し利用に供している。



また、文献リンク情報統合ツールの導入により、電子ジャーナルのフルテキストへのリンク、図書館OPACへのリンク、図書館ILL学外文献複写依頼との関係等、利便性を大幅に向上させている。さらに、データベースや電子ジャーナルの利用促進を図るために、利用説明会や文献検索ガイダンスを年30回程度実施している。

平成20年度末現在の蔵書冊数は約918,000冊、雑誌所蔵タイトル数は約22,000種（継続受入タイトル数約4,800種）、視聴覚資料所蔵点数は約7,300点に及んでいる。年間の図書受入冊数は約7,000冊であり、その収集範囲は全学問分野を網羅し、必要な資料が系統的に整備されている。

法学資料室には約9,100冊、連合法務研究科の学生自習室には約3,800冊の法学関係の図書及び資料等が整備され、学生に有効に利用されている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

### 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

#### 【評価結果】

基準9を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

毎年の開講科目、受講登録者数、成績評価、シラバス等、授業の実施状況を示すデータは教務Webシステムで収集し、蓄積している。部局ごとの時間割やシラバスは冊子体としても保管している。授業内容に関する資料（学生への配付プリント等）や成績評価の根拠となる資料（試験答案、レポート等）は各部局で最低1年間保管している。学生による授業評価を全学的に毎年実施しており、その結果を公表するとともに収集、分析、蓄積している。特に、連合法務研究科では、教育研究支援システム（TKC）や講義収録配信システムを利用した授業管理等、一層の電子データの保管・蓄積を進めている。

また、平成17年度に香川大学基礎情報データベースシステムを整備し、全教員が個人の教育研究、社会活動等のデータを入力している。全学的に教員の教育活動状況、各種評価結果を大学基礎情報データベースシステムに集積し、部局ごとにまとめ、評点の分布状況等を学内に公表し、客観的・多角的評価の基礎資料としている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生による授業評価アンケートを全学的に学期ごとに実施している。授業評価結果は教員の教育活動評価の指標の1つになっており、自己点検の際に利用されている。また、学長への提案箱、学生との個人面談及び学生自治組織やクラスの代表との懇談会等を通じて学生からの要望や意見を聴取している。さらに、大学関係者と学生が、教育研究の充実について、協議する機関として「香川大学大学づくり委員会」を設け、教育改善、環境改善を図っている。教職員の意見聴取はFDの開催時や会議、アンケート等を通して全部局で定期的に行われており、それらの意見を議論し、教育の改善に活かす努力を継続している。具体的改善事例としては、講義プリントの改善、試験期間と試験準備期間の調整（医学部、連合法務研究科）、大学院に総合教育実践研究コースの新設（教育学部）、基礎ゼミナール、プロゼミナールの開設（経済学部）、全学共通科目修学案内の改定（大学教育開発センター）等がある。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学的な取組として、平成 18 年 10～11 月に卒業生及び就職先の企業等を対象としたアンケート調査「卒業生等による大学教育評価アンケート調査」を実施し、その調査結果の分析を行い、『卒業生等による大学教育評価報告書－教育内容の改善・向上を目指して－』として取りまとめている。また、教育課程等の教育の状況の改善に向けた検討を行い、全学共通科目の英語教育でのコミュニケーション重視の新カリキュラムの導入等の改善を図っている。

各学部、研究科ではアドバイザー・ボードからの評価を受けたり、関連する学外団体（公共団体、経済団体、企業、病院、後援会、同窓会等）と定期的な意見交換を行うなどして、教育の質の向上、改善に向けた努力が継続されている。具体例として、連合法務研究科で弁護士による授業参観と教員との合同協議を行い、平成 20 年度から学習支援強化プロジェクトチームを組織して「四弁連主催の法的論述能力養成講座」との連携を図っている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による本格的な授業評価は、共通教育と専門教育を対象に、それぞれ平成 10 年度後期及び平成 11 年度前期から全学的に実施され、それ以降、継続的に行われている。これらの分析結果は平成 15 年度に報告書として公表されているが、そこでは学生の授業への満足度は「教員の授業への取組」と密接に関連していること、特に「話し方」、「理解度の把握」、「視聴覚機器の使い方」が重要な要因であることが指摘されている。

平成 17 年度からは、質問項目の全学的な統一の下で毎年実施し、各教員に結果を通知するとともに学生にも結果の概要を公表している。また、これらの結果を基に大学全体や各学部でFD研修会を開催し、授業改善に向けた情報交換を行っている。

平成 19 年度から教育、研究、社会貢献及び運営の評価領域における教員の活動評価を実施しており、教育の評価領域の評価項目は、「教育活動に関する自己点検」、「FDに関する自己点検」、「学生による授業評価結果を参考とした自己点検」としている。教員は前年度の授業評価結果の点検と改善策の提出が義務付けられている。また、教員の評価結果に基づき、各部署等の長が当該教員に助言、指導を行い、教育の質の向上を図っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFD活動としては、大学教育開発センターが中心となって実施する初任者FD研修会、次年度の全学共通教育実施に向けたFD研修会及び授業改善をねらいとしたスキルアップ講座を実施している。スキルアップ講座については、教員へのアンケートで希望の多かったテーマで実施しており、平成 18 年度は 2 講座、平成 19 年度は 4 講座、平成 20 年度は 4 講座を開講している。各学部、研究科においても教務委員会等が中心になって独自のFDを定期的に行っており、テーマについては学生の授業評価アンケート及び教員への希望調査の結果を踏まえて選定している。また、学生から高い評価を受けた授業をFDの一環として公開する取組も全学的に実施している。FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いた具体

例として、「主題科目」及び「教養ゼミナール」の意義について担当教員間で意思疎通を深め、授業技法の共有等を図ったことにより、授業の改善に結び付いている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務職員に対する研修は、SD (Staff Development) として、IT技術の向上、学生への対応方法等について全学的に随時実施している。大学院生から採用しているTAについては全学統一的な研修プログラム実施に向けて、いくつかの部局で実施要項の作成（法学研究科）やガイダンスの実施（経済学研究科）が行われており、全学共通科目に関しては授業担当教員がTAの職務遂行に必要な指導を行っている。教育補助者は教員とともに各種シンポジウム等に参加している。これについては、教員と職員は大学で働く専門職業人として、協力し互いに能力向上をめざすことが重要であり、FDとSDを統合したPD (Professional Development) という考え方に基づいている。

教育支援者・教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための部局ごとの取組としては以下の事例がある。助手が教育支援者・教育補助者として関わる授業科目についてはテキスト作成段階から連携し、授業終了後には授業内容についての意見交換等を行って、翌年度の授業に活かす工夫をしている。技術職員は担当教員との連絡調整を緊密にし、卒業論文や大学院の研究にも協力する中で資質・能力の向上に努めている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 「卒業生等による大学教育評価アンケート調査」を行い、その結果を報告書としてまとめるとともに、授業改善に活かしている。

<b>基準 10 財務</b>
-----------------

10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
--

10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
--

10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。
--------------------------------

## 【評価結果】

基準 10 を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
--

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 44,121,147 千円、流動資産 9,731,719 千円であり、資産合計 53,852,866 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 13,088,756 千円、流動負債 7,051,378 千円であり、負債合計 20,140,135 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 7,050,802 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
--

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
---

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、部局長等会議、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、これらの収支計画等を踏まえて、予算編成方針・予算編成基準に基づき学内の予算を策定し、部局長等会議・教育研究評議会に報告し、当該部局等の教職員に明示している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-2② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用27,995,149千円、経常収益28,400,269千円、経常利益405,119千円、当期総利益691,397千円であり、貸借対照表における利益剰余金5,904,372千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-2③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度の予算編成方針・予算編成基準において、教育経費・研究経費・教育支援経費・診療経費・一般管理費・特定施策推進経費等に区分し、学内からの要望等に基づく審議を経て予算の配分を行っている。

また、教育研究環境整備費は、教育・研究の施設・設備の環境改善のため予算を確保し、学内から意見を聴取するとともに現状調査を行い、平成18年度から4年間の整備計画を策定し、毎年度予算を確保し計画的に整備を図ることとしている。なお、特定施策推進経費については、毎年度見直しを行い政策的に重要な事項へ柔軟に対応できる仕組みとしている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-1① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-1② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づいて実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が実施している。

なお、監査室の監査結果及び改善計画も学内ウェブサイトに掲載し、適切に改善措置を講じている。また、監事及び監査室の年度監査計画策定に際しては、監査法人の年度監査計画と重複しないように情報交換をして調整し、さらに、毎年2回、監査法人と経営層（学長、総務・財務・環境担当理事、医療担当理事）、監事及び監査室による「四者協議会」を開催し、監査法人による監査結果の報告及び意見交換等を行って連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の管理運営組織としては、組織規則等に基づき、役員会、教育研究評議会、経営協議会が設置されている。

役員会は、学長と理事6人（うち1人は非常勤）で構成され、管理運営上の重要事項を審議・決定している。なお、議長である学長が必要と認めたときは、監事に出席を要請し、意見を聴くこととしている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、各学部長、地域マネジメント研究科長及び連合法務研究科長、各学部長の申出に基づき学長が指名する職員によって構成され、大学の教育研究に関する重要事項を審議している。経営協議会は、学長、学長が指名する理事及び職員6人以上、学外有識者7人以上で構成され、法人の経営に関する重要事項を審議している。また、学長、理事、各学部長、地域マネジメント研究科長及び連合法務研究科長及び医学部附属病院長で構成される部局長等会議を設置して、部局間の連絡調整を行うなど、円滑な管理運営に努めている。

各部局においては、教授会、研究科委員会等の下で、部局にかかわる重要事項を審議決定するなど、部局長を中心とした管理運営体制を整えている。

事務組織は、本部に経営管理室、環境管理室、教育・学生支援室、学術室の4室、19 グループを置き、各学部固有の事務を処理するため事務部又は事務課を置いている。

危機管理の体制は、平成17年1月に香川大学コンプライアンス委員会を設置し、同年4月1日に「国立大学法人香川大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則」を制定するとともに、平成18年10月には危機管理規則及び「香川大学危機管理基本マニュアル」を制定し、平常時（日常）、緊急時（有事）等、各種危機に対応できる体制を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長は、大学の目的を達成するために、中期計画、年度計画、予算案、教育・研究等の重要事項について、役員会の議を経て意思決定を行っている。意思決定を効果的とするために、学長のリーダーシップの



下での教育研究評議会及び経営協議会で、実質的な審議を行うとともに、6人の理事はそれぞれ教育、学術、連携・評価、労務、総務・財務、経営の職務を分担し、特別顧問は大学運営に対して指導・助言を行っている。

また、学長特別補佐、総合企画室を設置し、学長のトップマネジメントを支援する体制としている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会に学外の有識者7人を委員として加え、そこで学外関係者のニーズを把握し、また学外委員からの指摘・提案事項を受け、大学の管理運営に反映させている。

教育研究の一層の充実を図るため、大学における学生を含む構成員が協議することを目的に「香川大学大学づくり委員会」を平成17年度に設置している。当該委員会からの提案で実現した事項として、教育学部・教養教育棟1階ラウンジの改修がある。

学生のニーズについては、学生生活実態調査部会が大学生活全般のアンケートを隔年で実施して、学生のニーズを把握している。また、学長への提案箱を設置し、受け付けた意見は、学長が回答し、学内ウェブサイトに掲載することとしている。

教員のニーズについては、各部局の教授会及び各種委員会等での審議過程で把握されており、これらの意見等は全学委員会や部局長等会議、教育研究評議会での議論を通じて、管理運営に反映している。

事務職員のニーズは、各種委員会等への委員の参画を通じて、管理運営に反映している。具体的な例として、育児のためのフレックスタイム制導入や経済学部におけるキャリア支援室の整備、印刷室へのエアコン設置、女子更衣室の設置等がある。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、常勤監事、非常勤監事を各1人置き、監事監査規則及び監事監査実施規程の下で、必要な事項の監査を行っている。

監事は、毎年定める監事監査計画において、教育、研究、大学全体及び学部並びに附属病院等の管理・運営等大学業務全般にわたり監査重点項目を定め、業務監査及び会計監査を実施し、監査の結果、法人の発展に必要と思われる有効な事項については、学長に対し、監査報告及び改善方策の意見を述べている。

監事監査規則に基づき監査室と連携し、毎月各部局の業務及び会計の監査を実施し、学長に報告するとともに、役員会に監査概要を報告し、各役員に対し直接説明し内部統制の強化を図っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上のために、当該大学主催の研修会に加えて、人事院、国立大学協会、中国四国地区や四国地区の国立大学法人、その他各種団体が主催する研修制度を利用し、初任者研修、係長研修、部長長研

修等の階層別研修、会計事務研修、ビジネススキル研修等の専門研修、若手職員のためのステップアップ研修等に参加させている。平成19年度には、監事・監査室監査に同行、監査関係外部セミナーに参加するなどの監査業務体験を行っている。平成20年度には、事務職員海外研修を実施し、7人の職員を2か国に派遣している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

香川大学憲章において、管理運営に関する方針を「自主・自律的な教育・研究・社会貢献を推進するため、透明性が高く、機能性に優れた柔軟な運営体制を構築する」と定めている。この方針を踏まえ、組織規則や組織運営規則を制定し、また、その他の学内規則を整備することにより、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針及び各構成員の責務と権限を文書として明確に示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学では、大学ウェブサイトで「業務に関する情報」として事業報告書、会計規則等を、「目標・計画・評価」として中期目標、中期計画、年度計画、業務実績報告等を、「財務に関する情報」として財務諸表、決算書を、「監査に関する情報」として、監査報告書等の法人情報を公開しており、学内及び学外関係者が自由に閲覧できるようにしている。

大学の活動状況に関するデータは大学基礎情報データベースシステムや大学評価・学位授与機構の大学情報データベースで収集しており、そのデータは学内ウェブサイト等に掲載している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が学内及び社会に対して広く公開されているか。

香川大学憲章における方針「情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果たす」を踏まえ、大学評価委員会を設置し、自己点検・評価の実施する体制を整えている。大学評価委員会は、理事3人、各学部選出教員各2人、専門職大学院研究科選出教員各2人以内、機構選出専任教員若干名、大学教育開発センター調査研究部長で構成している。

平成19年度に大学評価委員会が各学部等の自己点検・評価に基づき、全学的な視点からの自己点検・評価を実施し、現状や問題点、改善点を把握し、自己点検・評価報告書として取りまとめている。法人の各年度終了時に係る自己点検・評価については、各学部等からの自己点検・評価結果に基づき、当該事業年度に係る実績報告書を取りまとめている。

自己点検・評価の結果は、大学ウェブサイトに掲載しており、各事業年度に係る業務実績の評価結果、平成12年度以降の自己点検・評価報告及び大学評価・学位授与機構が実施した試行的評価結果報告書を公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

当該大学は、国立大学法人法に基づき、国立大学法人評価委員会により、中期目標・中期計画に係る毎事業年度の業務の実績について評価を受けている。

また、平成20年度には、香川県教育関係者、経済団体役員、有識者（文系、理系）、他大学の評価担当理事の5人により構成された外部評価委員会により、当該大学の自己点検・評価の検証を実施し、平成21年3月に報告書をまとめ、公表している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

法人の各年度に係る業務の実績に関する評価結果は、役員会に報告されるとともに、学長から各担当理事に「改善とその具体策」の策定を指示し、業務の実績に関する評価結果への今後の対応を作成している。また、次年度においては、前々年度の評価結果を踏まえ、前年度の進捗状況を確認しつつ年度計画を策定している。評価結果に基づく改善例として、教員のサバティカル制度及び職員のリフレッシュ制度の導入、育児のためのフレックスタイム制の導入、人事評価制度の対象拡大等が挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学の基本的な情報や教育研究活動の状況やその活動の成果については、主に大学広報誌『かがアド』、『香川大学の現況ー地域と共にー』、及び大学概要を通して社会に公表している。

教員の教育研究等活動やその成果は大学基礎情報データベースシステムで一元管理しており、大学ウェブサイトでは、そのデータと連動させて研究者総覧や年次要覧により、研究成果の公表が行えるようにしている。また、各学部のウェブサイトにおいても教育研究等活動やその成果を公表している。

香川大学学術情報リポジトリでは、当該大学における学術研究成果を収集・蓄積し、ウェブサイトを通じて広く公開している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 香川大学

(2) 所在地 香川県高松市

(3) 学部等の構成

学部：教育学部，法学部，経済学部，医学部，工学部，農学部

研究科：教育学研究科，法学研究科，経済学研究科，医学系研究科，工学研究科，農学研究科，地域マネジメント研究科，香川大学・愛媛大学連合法務研究科

関連施設：教育・学生支援機構，研究推進機構，図書館・情報機構，産学官連携推進機構，インターナショナルオフィス，保健管理センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部5,713人，大学院817人

専任教員数：683人

助手数：9人

### 2 特徴

(1) 沿革

香川大学は平成15年10月に旧香川大学と香川医科大学が統合した大学である。

旧香川大学は昭和24年に香川師範学校，香川青年師範学校を母体とする学芸学部と高松経済専門学校を母体とする経済学部の2学部で発足した。昭和30年に香川県立農科大学を国に移管した農学部，昭和54年に法学部，平成9年に工学部を設置した。この間，学芸学部の教育学部への改組，農学部，経済学部，法学部，教育学部に研究科(修士課程)を設置，参加大学として愛媛大学大学院連合農学研究科(博士課程)を設置した。

香川医科大学は昭和53年に開学，昭和58年に附属病院，平成8年に医学部看護学科を設置した。その後，医学研究科(博士課程)と医学系研究科看護学専攻を設置した。

平成16年の国立大学法人化と同時に，工学研究科(博士課程)と，地域マネジメント研究科，香川大学・愛媛大学連合法務研究科の専門職大学院を設置した。

(2) 理念と改革の方向性

本学のあるべき姿を，平成18年3月に制定した「香川大学憲章」前文で「多様な学問分野を包括する『地域の知の拠点』としての存在を自覚し，個性と競争力を持つ『地域に根ざした学生中心の大学』をめざす。」，「世

界水準の教育研究活動により創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を育成し，地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献する。」と規定している。

(3) 特徴

本学は，文系・理系のいずれの学部・研究科も実学分野の人材育成を行っており，各部署は発足以来，地域の知の拠点として，地域と連携する教育研究活動を行ってきた。

教育学部は香川県教育界における中核教育研究機関として，人間の発達・形成に関する教育研究を基礎に，教育実践力を有する学校教員及び広く教育界，生涯学習社会を支える人材の育成を行っている。

法学部，経済学部は四国の社会科学系教育研究の拠点として，公共的市民の育成，それぞれの専門分野の知識を持つ専門職業人の育成，リーガルマインド，政策マインド，経営マインド等を備えた人材育成を行っている。

医学部と医学部附属病院は，香川県の医療・保健・福祉分野におけるリーダー的役割を担うとともに，地域の中核病院として高度医療の提供，地域医療の支援を行っている。

地域の大きな期待を背に設立された工学部は，香川県が科学技術の集積・産業振興を目指す拠点である「香川インテリジェントパーク」に立地し，実践型インターンシップ，PBL型講義など産学官連携による地域活性化を促す教育研究を行っている。

農学部は，連合農学研究科博士課程で高度専門職業人・研究者を育成するかたわら，生物のもつ多様な機能や生物資源の有用性の理解を深め，農業及び生物関連産業に貢献できる人材育成を行っている。

地域マネジメント研究科は，中四国で初めて開設されたビジネススクールとして，地域再生の担い手となる地域の課題に精通したMBAの育成に取り組んでいる。

香川大学・愛媛大学連合法務研究科は，全国で唯一の連合型法科大学院として，法曹の過疎が憂われる四国で活躍する法曹の育成に取り組んでいる。

これらの取組は，特色ある大学教育支援プログラム1件，現代的教育ニーズ取組支援プログラム1件，資質の高い教員養成推進プログラム1件，法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム2件，社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム1件他の大学教育改革支援プログラムの採択に結実している。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 大学の使命及び理念

学術の中心として深く真理を探究し、その成果を社会に還元するとともに、環瀬戸内圏の中核都市に位置する大学であることを踏まえ、学術文化の発展に寄与することを使命としている。

世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念としている。

### 2 大学の基本的な目標

#### （教育の目標）

豊かな人間性と高い倫理性の上に、幅広い基礎力と高度な専門知識に支えられた課題探求能力を備え、国際的に活動できる人材を育成する。

#### （研究の目標）

多様な価値観の融合から発想される創造的・革新的基礎研究の上に、特色ある研究を開花させ社会の諸課題の解決に向けた研究を展開する。

#### （社会貢献の目標）

「知」の源泉として地域のニーズに応えるとともに、蓄積された研究成果をもとに、文化、産業、医療、生涯学習などの振興に寄与する。

#### （運営の目標）

自主・自律的な教育・研究・社会貢献を推進するため、透明性が高く、機能性に優れた柔軟な運営体制を構築する。

### 学部・研究科ごとの目的

#### 【各学部の目的】

#### 教育学部

人間の発達・形成に関する教育研究を基礎に、教育に関する総合的な教育研究を行い、教育実践力を有する学校教員及び広く教育界で活躍できる人材を養成する。

#### 法学部

自由で民主主義的な社会を支える主体性をもった公共的市民の育成、また、法律や政治など社会の仕組みを広く体系的・複眼的に理解し、問題解決に当たる専門職業人を育成する。

#### 経済学部

経済や経営に関する専門知識を活かし、地域に根ざしながら世界と連携し共生する進取の気象に富んだ経済人を育成する。

#### 医学部

世界に通ずる医学及び看護学の教育研究を目指す。人間性の豊かな医療人並びに医学及び看護学の研究者を養成する。医学及び看護学の進歩並びに人類の福祉に貢献すると共に地域医療の充実発展に寄与する。

#### 工学部

人間とその生活を取り巻く自然に焦点を当て、人間と自然とが調和的に共生できる科学技術の創造を目指す教育研究を行う。文理融合の理念の下に、専門的基礎能力に裏打ちされた幅広い工学のバックグラウンドをもち、国際社会で尊敬される良き市民としての個性豊かな技術者を養成する。

#### 農学部

高度な専門的素養に加えて、豊かな人間性と幅広い視野、課題探求能力を備え、生物資源の生産、活用に関



する科学と技術を総合的に理解し、生物生産の現場や幅広い生物科学産業などで活躍できる有為な人材を養成する。先端的かつ総合的な生物科学を基礎に、地球との共生を図り、地域のニーズに応えつつ、安全で快適な人間生活を実現するための教育と研究を行う。

#### 【各研究科の目的】

##### 教育学研究科

教育並びに教科の基礎となる専門諸学芸に関する精深な専門的知識・技能を修得させ、さらに高度な研究能力及び教育実践力を育成することによって、教育の諸分野において教育研究の中核となる人材並びに地域文化の向上に寄与できる人材を養成する。

##### 法学研究科

法律関連専門職及び公共的職務に求められる高い学識と能力を有する人材の養成並びに学士課程における法学・政治学の素養のうえにより深い教養と学識を有する人材の養成を目的とし、さらに高度に専門的知識を習得、発展させ、それらを活用する能力を主体的研究を通じて修得させる。

##### 経済学研究科

経済学・経営学・人文科学の諸学融合的な視点から、社会経済システムを根底的・総合的に把握しうる高度な専門的能力をもった人間を養成する。

##### 医学系研究科

(博士課程)

医学の領域において、研究者として自立し、独創的な研究活動を行うに必要な高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えるとともに、生命倫理に関し高い見識を有する研究者を育成し、もって医学の進歩と社会福祉の向上に寄与する。

(修士課程)

看護学の領域において、生命と人間の尊重を基盤とし、保健医療福祉及び社会の諸変化に柔軟に対応できるとともに、QOL (Quality of Life) を重視した創造的、実践的な問題解決をなし得る科学的技術と知識を有する人材を育成し看護学の発展と人々の健康に寄与する。

##### 工学研究科

科学技術の各領域の進歩に奇与する専門性と、人間社会や地域および地球環境に与える影響を総合的に捉えうる学際性とを併せ持つ教育研究を行う。

博士前期課程では、学士教育との一貫性に配慮しながら、豊かな学識、地域に目を向けた柔軟な構想力および課題探求能力を備えた技術者を養成する。

博士後期課程では、各専門分野で自立して研究を遂行しうる人材、又高度に専門的な業務に従事するに必要な能力と豊かな学識を備えた高度専門職業人を養成する。

##### 農学研究科

生物科学を基礎に生物資源の生産と利用に関する高度な専門的知識と能力を備えた高度専門職業人を養成する。国際水準の学術研究を通じて、世界に通用する人材の育成を行い、社会への貢献を目指す。

##### 地域マネジメント研究科

地域づくりの主体的、先導的担い手、地域創造の中核的担い手となるマネジメント能力を持つ専門家を養成する。とくに、地域企業の変革、新しい技術シーズをビジネス化するベンチャーの振興、全国企業の地域展開、行政部門の有効な地域戦略の担い手を養成する。

##### 香川大学・愛媛大学連合法務研究科

幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成する。

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準1 大学の目的

大学の目的は、学則に「香川大学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とする。」と定めており、理念及び目標を香川大学憲章として定めている。また、大学の目的、理念及び目標を踏まえて、各学部の目的を定めている。

大学院の目的は、大学院学則に「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」と定めている。

香川大学憲章を、大学ウェブサイトに掲載するほか、大学概要や学生便覧に掲載しており、教職員及び学生に公表・周知している。社会に対しては、大学ウェブサイトへの掲載や大学概要の関係機関や行事等の参加者へ配布することにより、広く公表している。

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

学士課程における教育研究の目的を達成するために、各学部の置かれた専門性並びに社会的ニーズに対応して、その個性に応じた学部及び課程・学科組織を有している。また、大学院の教育研究の目的を踏まえ、学部等を基礎とする研究科、専門職大学院及び連合大学院を設置している。

本学では、教養教育（全学共通教育）は全教員が責任を負う全学出動体制をとり、その実施を統括する組織として、大学教育開発センターを設置している。全学出動体制を円滑に実施するため、全教員は26の科目領域のいずれかに所属し、2年に一度全学共通科目を担当することとなっている。これにより、教養教育と専門教育の有機的連携を図り、高度な専門的素養に加えて、幅広い教養を身につける教育を行う本学の目的を達成する上で、教養教育の体制が適切に整備され、機能している。

教育研究の目的を踏まえ、全学的な施設・センターを、研究施設、教育及び学生支援施設、それぞれの特徴に合わせて、より柔軟にまた相互の連携を図ることができるように機構化し、教育・学生支援機構、研究推進機構、図書館・情報機構、産学官連携推進機構を置いている。平成21年4月にインターナショナルオフィスを設置し、その下に国際研究支援センター及び留学生センターを置いた。また、附属施設として、教育学部附属学校、医学部附属病院、農学部附属農場を特定の学部の教育研究に必要な施設として設置している。

各学部や大学院においては、教務委員会等を設け、適切な委員構成の下、定期的に開催し教育課程及び教育方法の審議を行っている。また、全学の視点では、全学教務委員会を設けており、学部等の教務委員会と同様に必要事項の審議を行っている。

#### 基準3 教員及び教育支援者

教員組織編制のための基本的方針を学則に定めており、教育・研究を遂行する上での必要な教員の適切な配置を行っている。教育課程を遂行する上で必要とされる基準を上回る専任教員を配置しており、教育活動と学生支援活動に従事している。

教員組織の活性化のため、教員の採用・昇任は、各学部や機構の教員選考委員会で適切に審議しており、教員の採用基準や昇格基準等を明確に定め適切に運用している。

学生による授業評価アンケート調査を教員や学生全員が共有する情報として公表し、FD研修を実施するなど、教育内容の向上に有効に機能している。平成20年度から教員の総合評価を実施し、教育活動の改善を図ってい

る。

各教員は、授業内容に関わる研究活動を行うとともに、その成果を授業にフィードバックすることで、学生に提供する教育の質を確保している。また、教員の研究活動は、各教員が平成16年度から稼働している香川大学基礎情報データベースシステムに登録しており、このデータは香川大学ウェブサイト中の研究者総覧として公開している。

3学部・3研究科・2専門職大学院及び大学本部が集合し、教養教育を実施する幸町キャンパスには、学生系事務部門を一元化した教育・学生支援室があり、総合的に支援する体制をとっている。三木町医学部キャンパス・林町キャンパス・三木町農学部キャンパスに必要な数の事務職員と技術職員、教務職員等の教育支援者を配置している。TA等は各学部とも配置しており、教育活動を補助している。

#### 基準4 学生の受入

学士課程・大学院課程ともに、入学者受入方針を明確に定め、選抜要項・募集要項・大学ウェブサイト・入試懇談会・進学説明会等の「印刷メディア」「Webメディア」「直接対面の場」を活用し、受験生・保護者・進路指導教諭等社会に対して積極的に公表・周知を行っている。

入学者選抜方法については、推薦入学（センター試験を免除する推薦とセンター試験を課する推薦）、一般選抜（前期日程と後期日程）を設け、さらに、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜、編入学試験、秋期入学制度も設け、多様な能力の学生を選抜できるような体制及び厳正かつ公正な試験実施に向けた体制を構築している。

アドミッションセンター専門部会において、入学後の学生の成績を入学試験形態別、入学試験の成績別等に継続的に分析し、その結果を踏まえて、募集人員の見直しや、新たな入学試験形態の導入の可能性を検討している。

学士課程においては、入学定員と実入学者数との関係は適正である。大学院課程においては、一部の研究科で入学定員を大幅に上回る、又は大幅に下回る状況となっているが、社会人学生への配慮や積極的に広報活動を行うなど、適正化を図っている。

#### 基準5 教育内容及び方法

##### <学士課程>

本学では、4年一貫（医学部医学科は6年）教育の方針の下、全学共通科目における主題科目、教養ゼミナール、共通科目、高学年向け教養科目及び学部開設科目における専門科目の基礎や入門科目の設定を通じて、教養教育と専門教育の有機的連携を図っている。学部開設科目では、ほとんどの学部・学科で、1・2年次に専門の基礎科目や入門科目、3・4年次により専門的な科目を配置した体系的なカリキュラム編成となっている。また、学部の教育目標に応じた特徴的な授業科目を設け、あるいは、学部・学科共通の専門科目を設けて学部学科の連携を図るなどして、本学が目標とする人材育成に資する取組を行っている。各授業の担当教員は、当該分野での専門的な研究者であり、研究の成果を教科書や参考書として授業で使用し、あるいはテキストやプリントの形で授業に反映させている。また、他学部授業科目の履修、インターンシップ、転学部・転学科・編入学生への配慮、検定試験の単位化等、学生の多様なニーズや社会的要請に対応した様々な取組が実施されている。

学生の履修に当たっては、履修登録単位数の上制限やGPA制度の実施、履修モデルの提示や履修ガイダンスの実施等、単位の実質化に配慮している。夜間主コースの学生には、昼間コースの科目や他学部の科目の履修を認めて履修選択の幅を広げるとともに、学部間でのカリキュラム連携により適切な時間割の設定を行っている。

る。

授業形態については、各学部・学科ごとに教育目標と分野特性に応じた組み合わせが工夫されている。学習指導法については、情報・視聴覚機器の活用、フィールド型授業の導入等、教育効果が高まるよう工夫されている。

シラバスについては、授業の目的・達成目標を明確化した全学統一の記載項目が定められている。

学生の自学・自習を促すために、総合情報センター及び図書館の利用時間の延長、自習室の設置、自発的なプロジェクトへの支援等、環境整備に努めている。また学力不足や成績不良の学生に対しては、個別面談や学習状況の把握に努めている。

成績評価については、全学共通教育及び各学部の履修規程において、学則に基づき成績評価基準と成績評価方法を定めている。個別科目の成績は、期末試験、小テスト、レポート等を組み合わせた多元的評価基準・方法により総合的に判定している。また個別科目の成績の評価方法と基準については、シラバスに明記し、成績照会の機会も保障している。卒業認定は、各学部教授会において学則に基づいて定めた各学部の卒業認定基準に従っている。

#### <大学院課程>

各研究科において、それぞれの教育研究特性に応じて、共通科目及び専攻ごとの専門科目を設定し、高度な知識・専門性を習得できるよう履修方法に工夫を加え、研究能力を養うための学位論文指導を行う体制を整えており、教育課程を体系的に編成している。授業の内容としては、教員の研究活動との関連性が非常に高く、講義、演習、実験、実習をバランスよく組み合わせ、少人数講義やゼミナール形式による対話型授業、ITや各種メディアの活用、インターンシップ、産学連携型実践授業等を取り入れ、適切な学習指導法の工夫と単位の実質化に配慮している。さらに、教育課程の趣旨に則ってシラバスを作成し、冊子体の配布、ウェブサイト上に掲載するなど、学生に周知し、活用されるよう努めている。

研究指導については、それぞれの研究分野に応じて、教育課程の趣旨に沿って研究能力を育成する体制を整え、学位論文に対して指導教員による一貫した指導体制を確立している。成績評価基準及び修了認定基準は組織として策定し、学生への周知も十分に図られており、それらの基準に従い、成績評価、単位認定、修了認定を厳密に行っている。学位論文に係る審査体制も適切に整備し、機能しており、異議申立てへの対応等の成績評価等の正確性を担保するための措置も講じられている。

#### <専門職大学院課程>

連合法務研究科、地域マネジメント研究科は、ともに高度職業人養成を目的としており、それぞれの目的に照らして、段階的かつ体系的な教育課程を編成している。授業科目も、複数の科目群に分類され、教育課程の各段階に適切に配置するとともに、授業形式も、教育課程の進行段階や各科目の性質に応じて、講義形式、演習形式等の様々な形態の中から効果的なものを用いている。専門職大学院としての特色を活かし、連合法務研究科における実務家教員による実習型・臨床型の授業の導入や、地域マネジメント研究科におけるプロジェクト研究を核としたカリキュラム構成を行っている。地域マネジメント研究科においては、大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審し、適格認定を受けている。加えて、両研究科ともに、外部有識者等による独自の評価制度を設け、教育内容等に関して、専門的かつ客観的な評価を継続的に受けており、その評価結果は、各研究科における教育水準の維持・向上に還元している。また、両研究科は、いずれも1学年の学生定員が30名であることから、密度の高い少人数教育のメリットを活かし、学生のニーズにも十分配慮した各種対応を実践している。学生の科目履修に際しても、各年次の履修登録単位数の上限設定や成績不良者に対する履修制限等、単位の実質化において必要な措置を講じるとともに、きめ細かな履修指導を行い、学生の着実な能力向上を図っている。なお、成績評価、単位認定、修了認定については、専門職大学院という特質に鑑み、両研究科ともに、あらかじめ設定し周知した基準に従って厳正に実施している。

## 基準 6 教育の成果

各学部、研究科において、学生の授業評価を中心として、教務委員会あるいは自己評価・点検委員会において、その達成状況を検証・評価するための取組を行い、その検証結果について取りまとめ、公表している。

さらに、いくつかの部局では、外部評価等を通じて客観的な評価の把握に努めている。

学生の修業年限での卒業率、教員免許取得者、国家資格合格者、各種資格の取得状況は高い水準を示している。また、学生の研究成果や研究プロジェクトが学会等において高く評価され、学会賞等を受賞するなどしている。

授業評価アンケートの結果から、学生の授業に対する取組、授業の到達目標の達成度、授業に対する満足度は高い。

各学部・研究科ともにおおむね就職率は高く、教育内容と関連の深い業種への就職が多い。また、学部卒業生の修士課程または博士課程への進学率は19%、修士課程修了者の博士課程への進学率は9.8%となっている。

卒業生、就職先企業へのアンケートによると、卒業生の教育への満足度、就職先企業からの学生への評価が高い。

## 基準 7 学生支援等

授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスについては、いずれも履修、コース選択、ゼミナールや演習選択に先立ち、適切な時期に実施している。また、ガイダンス配布資料を学生の視点で利用しやすいものへの改訂も行っている。学習相談、助言については、オフィスアワーに加えて、学部、研究科ごとの状況に応じた取組により適切に行っている。

学習支援や生活支援等に関する学生のニーズの把握については、オフィスアワーが学生のニーズを把握する手段として機能しているほか、学期ごとに実施している授業評価アンケート、隔年で実施される学生生活実態調査、学長への提案箱等を通じて把握している。

留学生に関しては、全学的には、留学生センターを中心にして学習支援を行っており、加えて、学部、研究科ごとの特性に応じて、学生チューターや指導教員を配置するなどの細かな学習支援を行っている。社会人学生に対しては、各部局とも、休日や平日夜間に開講するなど授業時間の弾力的運用を実施している。障害のある学生に対しては、健康調査の結果により実態を把握し、実状に応じた支援を行っている。

学生の自主的環境については、図書館、情報総合センター等に自習室等を確保するとともに、PC環境を整えている。また、学生の課外活動用の施設も整備しており、経済的支援も実施している。

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のための相談・助言体制については、全学の保健管理センター、キャリア支援センター等が中心になり、各学部、研究科と連携を図りながら、学生が必要な助言を得られるように指導している。

奨学金及び授業料免除は、現行制度や関係規程等に基づいて、整備しており、学生への援助を適切に行っている。

## 基準 8 施設・設備

教育研究推進のための施設・設備は、大学設置基準を満たしており、整備された学習環境を提供している。

施設・設備の運用に関する方針については、利用規程等で明確に定め、各種のメディア、ガイダンス等により周知している。

情報ネットワークについては、総合情報センターを中心に構築している。また、学生の教育用PCもセンターだけでなく、各学部設置し、建物によっては無線LAN環境も整備している。

## 香川大学

図書館の施設・設備については、視聴覚機器、情報検索用機器、教育用 PC、無線 LAN や情報コンセントの設置により、インターネット環境を十分に整備しており、有効に活用されている。さらに、時間外特別利用（無人化利用）により、閉館後も利用が出来るようになっている。

図書・雑誌・電子ジャーナル・学術文献データベース等の資料も系統的に整備しており、有効に活用されている。

### 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況について活動実態を示すデータや資料は、電子化も進み全学あるいは部局レベルで適切に収集、蓄積している。

教職員や学生の意見聴取は授業評価アンケートが定着し、FD 開催時や委員会等で定期的、全学的に行い、関連する多くの事例により教育の質の向上・改善に活かしている。

学外関係者の意見は、卒業生、就職先企業を対象としたアンケート調査、アドバイザリーボードからの評価、関連学外団体との定期的な協議等をとおして、教育の質の向上・改善に活かしている。

教員の教育活動評価を、多角的に自己点検することを基盤に進められており、その点検結果に基づいて改善策の提出が義務づけられ、教育活動全般の改善に繋げる努力を継続的に行っている。

FD は全学的 FD 及び各部局独自の FD 活動が定期的実施され、その内容も教員・学生の要望を組み入れ改善を図っており、教育の質の向上・改善に結びついている。

教育支援者や教育補助者に対する研修を全学的に実施し、その資質の向上を図る取組が行われている。

### 基準 10 財務

本学では、経営協議会・役員会での審議・検討を経て、最終的に学長が予算編成方針、予算編成基準を制定している。制定された方針、基準は部局長等会議・教育研究評議会において報告するとともに、広く学内に周知し、それらに基づき配分された学内資源（予算）を活用し、全構成員が大学の理念と目標の達成に向けて教育研究、地域貢献を推進している。

大学の運営を行う経常的収入は、国から交付される運営費交付金及び自己収入（授業料等の学生納付金、附属病院収入等）から構成されるが、後者については、それぞれ確保・充実を図るための方策を講じており、安定的な収入を確保している。

財務諸表等、本学の財務状況を示す情報は、関係法令に基づき官報公告や大学ウェブサイトへの掲載により公表している。また、財務諸表等には会計監査人監査報告書及び監事監査報告書が添付され、その適正性が担保されているとともに、監事、監査室、会計監査人の連携が効果的に行われ、適正な監査を実施している。

### 基準 11 管理運営

学長のリーダーシップの下、管理運営のための組織として設けられている役員会、教育研究評議会、経営協議会、全学委員会、教授会、研究科委員会等は適切に機能しており、効率的で効果的な管理運営が行われている。

また、部局長等会議では部局間の連絡調整を行っている。事務組織は、本部及び学部それぞれ置かれ、連携しつつ円滑な事務処理が行われている。

学外関係者のニーズは経営協議会に学外委員を加え、学生のニーズは学生生活実態調査のアンケートや学長への提案箱への意見を中心に、管理運営に反映させている。

監事は、監査室と連携し監査を毎月実施し学長及び役員会に報告し、適切な助言と指導を行っている。

管理運営に関する方針は、香川大学憲章に定めている。また、各種規則を制定しており、管理運営に関わる

委員や役員の選考，採用に関する規定や方針及び各構成員の責務と権限を文書として明確に示している。

法人情報は大学ウェブサイトで学内外に公開している。また，教育研究等活動やその成果は，広報誌の配布や大学ウェブサイトにて分かりやすく社会に公表している。

全学の自己点検・評価の体制としては，大学評価委員会が各学部等の自己点検・評価に基づき，全学の自己点検・評価を行い，その結果については，大学ウェブサイトで社会に対して広く公開している。また，外部評価の実施体制を整備しており，国立大学法人評価委員会及び外部評価委員会の評価を受け，その評価結果をフィードバックすることにより管理運営の改善のための取組を行っている。